原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設 [HTTR(高温工学試験研究炉)]に係る定期事業者検査の開始報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設 [HTTR(高温工学試験研究炉)]について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく定期事業者検査を開始しますので、同法同条第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)

所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 HTTR (高温工学試験研究炉)

検 査 の 方 法 別添 1 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [HT

TR(高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画」に示

すとおり。

検査の期日 令和5年5月30日 ~ 令和5年12月19日 (予定)

4. 予定の概要

別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [HTTR (高温工学 試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画」に示す通り。

添付書類

- 1. 定期事業者検査の計画
 - ○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期 別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [HTTR(高温工学試験研究 炉)]原子炉施設定期事業者検査計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。
- 2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
 - ○試験研究用等原子炉施設の施設管理目標

別添2「令和5年度 施設管理目標の計画(対象施設: HTTR原子炉施設)」のとおり。

- ○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標 別添3「施設管理の定量的な目標(施設管理の重要度が高い系統)」のとおり。
- 3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
 - イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和5年5月30日から次の定期事業者検査を開始する日の前の日まで。

- ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期
 - ・2次へリウム循環機回転数制御装置の更新(時期:令和5年4月~9月) 2次へリウム冷却設備のうち2次へリウム循環機の回転数制御装置の更新を実施し、使用前 事業者検査及び使用前確認を実施する。
 - ・補助冷却水系主要弁の弁ふたの更新(時期:令和5年7月) 補助冷却水系主要弁の弁ふたの更新を実施し、使用前事業者検査を実施する。
 - ・避難用照明の更新(時期:令和5年8月)避難用照明の更新を実施し、使用前事業者検査を実施する。
- ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期

別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [HTTR (高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画」及び別添4「HTTR原子炉施設 施設管理実施計画 (設備保全整理表並びに検査要否整理表)」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添4「HTTR原子炉施設 施設管理実施計画(設備保全整理表並びに検査要否整理表)」の「VI 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置」のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること(一定の期間を含む。)

「一定の期間」として「十二月」を設定し、その期間が満了するまでの間、技術基準に適合している状態を維持するかどうかは、これまでの点検等の結果に基づき判定する。

- 5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
 - ○試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標 HTTR核燃料物質使用施設の施行令第四十一条非該当化に関する大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の施行(令和5年2月1日)により、HTTR核燃料物質使用施設と 一体で策定していた施設管理の目標について分離するための変更を行った。別添2「令和5年度 施設管理目標の計画(対象施設:HTTR原子炉施設)」及び別添3「施設管理の定量的な目標

(施設管理の重要度が高い系統) 」のとおり。

○施設管理実施計画に係る事項

- ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等(以下この号及び第九条第一項第四号において「点 検等」という。)の方法、実施頻度及び時期
 - ・前施設管理実施計画の期間において、1次へリウム循環機フィルタ交換に伴い原子炉施設の 運転が相当期間停止する状況を踏まえ、試験炉規則第九条第一項第七号に基づき、特別な措置 として「HTTR原子炉施設 施設管理実施計画(設備保全整理表、検査要否整理表)」と合 わせて策定した「HTTR原子炉施設 特別な施設管理実施計画」により特別な保全に移行す る設備・機器を選定し保全を実施していたが、当該フィルタ交換作業が終了すること及び原子 炉の運転計画が策定されたことから特別な保全を終了する。
 - 別添1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所[HTTR(高温工学試験研究炉)]原子炉施設定期事業者検査計画」及び別添4「HTTR原子炉施設 施設管理 実施計画(設備保全整理表並びに検査要否整理表)」に示すとおり。
 - ・別添4「HTTR原子炉施設 施設管理実施計画(設備保全整理表並びに検査要否整理表)」のうち設備保全整理表のチ.放射線管理施設について設備の記載を追記した。その他、記載の適正化を図った。

本変更は、保全活動を考慮した記載の見直しに伴うものであり、定期事業者検査の対象設備 及び検査項目の変更を伴うものではない。別添4「HTTR原子炉施設 施設管理実施計画 (設備保全整理表並びに検査要否整理表)」に示すとおり。

6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該 事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

特別な保全終了後に実施した保全の有効性評価の結果、点検、検査等について変更するものはない。

- 7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があった場合にあっては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
 - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な 劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向 該当なし。
 - 二 **試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果** 該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。) 該当なし。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [HTTR(高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画

1. 定期事業者検査の工程

自 令和5年5月30日

至 令和5年12月19日(予定)

2. 検査の方法

別紙-1に「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所HTTR(高温工学試験研究炉)」原子炉施設定期事業者検査項目及び検査予定時期を示す。

3. 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

- ・2次へリウム循環機回転数制御装置の更新 (時期:令和5年4月~9月)
- ・補助冷却水系主要弁 弁ふたの更新 (時期:令和5年7月)
- ・避難用照明の更新(時期:令和5年8月)

4. 前回の定期事業者検査からの変更点

1次へリウム循環機フィルタ交換作業を実施するに当たり原子炉施設の運転が相当期間停止(1年以上)する状況であること、1次、2次冷却設備系統のヘリウムを回収し大気圧程度とすること等を鑑み、定期事業者検査の項目を別紙-2のとおり除外していたが、当該フィルタ交換作業が終了すること及び原子炉の運転計画が策定されたことから当該期間において全ての検査項目を実施する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所

[HTTR(高温工学試験研究炉)]原子炉施設定期事業者検査項目及び検査予定時期

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
第8条 (外部からの衝撃に よる損傷の防止)	一般構造			保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
第9条 (試験研究用等原子 炉施設への人の不法 な侵入等の防止)	原子炉本体	原子炉建家		保安記録確認検査(保安活動)	令和5年10月
	原子炉本体			冷却材飽和値確認検査	令和5年12月
	原子炉本体			総合検査	令和5年12月
第10条 (試験研究用等原子	原子炉本体			原子炉停止余裕検査	令和5年11月
炉施設の機能)	原子炉本体			最大反応度添加率検査	令和5年11月
	原子炉本体			反応度制御能力検査	令和5年11月
	原子炉本体			過剰反応度検査	令和5年11月
	原子炉本体	原子炉圧力容器 スタンドパイプ	スタンドパイプ スタンドパイプクロージャ		
第12条 (材料及び構造)	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	中間熱交換器 1次加圧水冷却器 1次ヘリウム循環機 配管、弁	漏えい検査	令和5年8月~9月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)	補助冷却器 補助ペリウム循環機 配管、弁		

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	原子炉冷却系統施設	1次へリウム純化設備(純化系)	入口フィルタ プレチャコールトラップ 入口加熱器 酸化銅反応筒 (CuOT) 冷却器 モレキュラーシーブトラップ (MST) コールドチャコールトラップ (CCT) ガス循環機用フィルタ ガス循環機 戻り加熱器 配管、弁	漏えい検査	令和5年8月~9月
		1次ヘリウム純化設備(再生系)	冷却器 ガス循環機 加熱器 配管、弁		
		試料採取設備 (1次へリウムサンプリング設備)	圧縮機 弁、配管		
第12条 (材料及び構造)	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助冷却水系)	補助冷却水加圧器 配管、弁	漏えい検査	令和5年8月
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	水冷管パネル 冷却器 サージタンク 配管、弁	漏えい検査	令和5年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	減衰タンク	漏えい検査	令和5年9月
		液体廃棄物の廃棄設備(原子炉建	洗浄廃液ドレン系廃液槽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	家)	機器ドレン系廃液槽		令和5年5月
			床ドレン系廃液槽	漏えい検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(使用済燃 料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液 槽		
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	制御用圧縮空気設備	制御用空気貯槽主配管	漏えい検査	令和5年8月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主配管 バッファタンク	漏えい検査	令和5年7月 令和5年9月
第12条 (材料及び構造)	原子炉本体	スタンドパイプ	スタンドパイプ固定装置	外観検査	令和5年6月
(初杯及び悔垣)	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備	ライニング	保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
第13条 (安全弁等)	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
(女主开号)	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助冷却水系)	主要弁	作動検査	令和5年7月
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
第15条	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年12月
(放射性物質による	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	圧縮機	作動検査	令和5年9月
汚染の防止)	原子炉本体	原子炉建家(床・壁)		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
第16条 (遮蔽等)	原子炉本体			遮蔽能力検査	令和5年12月
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	換気空調設備 原子炉建家 I 系換気空調装置	排気A系統排風機	作動検査	令和5年9月
第17条	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	換気空調設備 中央制御室系換気空調装置	循環送風機	作動検査	令和5年8月
(換気設備)	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	換気空調設備 中央制御室系換気空調装置	循環フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和5年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年12月
第19条 (溢水による損傷の 防止)	一般構造	排水ポンプ 漏水検知器 ブローアウトパネル 漏えい防止用堰		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
第20条 (安全避難通路等)	一般構造	誘導標識 非常用照明 誘導灯 事故時用照明	秀導標識 		令和5年10月
第21条 (安全設備)	一般構造	排煙設備 火災検知設備(原子炉格納容器内含 内部火災対策機材(可燃物管理、初		保安記録確認検査(保安活動)	令和5年10月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
htt of h	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	作動検査	令和5年7月
第25条 (核燃料物質取扱設	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料出入機	作動検査	令和5年6月
備)	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備(線量 当量率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ	警報検査	令和5年11月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備貯蔵ラック	外観検査(未臨界性確認 検査)	令和5年6月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック	外観検査(未臨界性確認検査)	令和5年6月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵プール	警報検査	令和5年8月
第26条 (核燃料物質貯蔵設	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (線量 当量率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ	- 警報検査	令和5年8月
備)	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵プール	音報恢復	〒 ₹H5++6月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料 貯蔵設備貯蔵ラック	外観検査(未臨界性確認検査)	令和5年6月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	プール水冷却浄化設備	冷却能力確認検査	令和5年8月
	原子炉本体			遮蔽能力検査	令和5年12月
第27条 (一次冷却材処理装 置)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年12月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却 系)	補助へリウム循環機 回転数制御装置盤	・作動検査	令和5年11月
		補助冷却設備(補助冷却水系)	補助冷却水循環ポンプ	1下到1次 旦	13 440 -4-1173
第28条 (冷却設備等)	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却 系)	主要弁	作動検査	令和5年8月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助冷却水系)	主要弁	作動検査	令和5年7月
	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	1次ヘリウム循環機 回転数制御装置盤	作動検査	令和5年11月
	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	2次ヘリウム循環機 回転数制御装置盤	作動検査	令和5年11月
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	加圧水循環ポンプ	作動検査	令和5年10月
	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	主要弁	作動検査	令和5年7月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助冷却水系)	補助冷却水空気冷却器	作動検査	令和5年8月
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	循環ポンプ	作動検査	令和5年8月
第28条	原子炉冷却系統施設	1次ヘリウム純化設備(純化系)	ガス循環機	作動検査	令和5年10月
(冷却設備等)	冰」が行列示視地段	1次ヘリウム純化設備(再生系)	ガス循環機	11-19/19/19	节和5平10万
	原子炉冷却系統施設	1次へリウム純化設備(純化系)	主要弁	作動検査	令和5年10月
	/东] 於 [] 24	1次へリウム純化設備(再生系)	主要弁	- 11-到790 旦.	
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	補機冷却水設備	循環ポンプ	作動検査	令和5年9月
		補機冷却水設備	冷却塔ファン	作動検査	令和5年9月
	原子炉本体			総合検査	令和5年12月
	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (室内 空気モニタリング設備)	室内ガスモニタ 室内ダストモニタ		
	放射線管理施設	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	放射性物質濃度測定検 査	令和5年12月
第31条	原子炉本体				
(放射線管理施設)	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備(線量 当量率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 事故時ガンマ線モニタ	線量当量率測定検査	令和5年12月
	原子炉本体				
第32条 (安全保護回路)	計測制御系統施設	安全保護回路原子炉保護設備	安全保護ロジック盤 原子炉スクラム遮断器 スクラム 装置盤	作動検査	令和5年8月
		安全保護回路 工学的安全施設作動設備	安全保護シーケンス盤	_	

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤		
第32条 (安全保護回路)		原子炉計装	中性子計装盤 制御棒位置計装盤 補助冷却設備安全保護	作動検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	その他の主要な計装	地震計(安全保護系) 主冷却設備安全保護系計装盤 1次冷却材放射能計装盤 放射能計装盤 補助冷却設備安全保護系計装盤		
	計測制御系統施設	原子炉制御設備	運転モード選択装置	作動検査	令和5年10月
	計測制御系統施設	制御設備	制御棒 制御棒駆動装置	スクラム検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	制御設備	制御棒 制御棒駆動装置	駆動速度検査	令和5年8月
	原子炉本体			原子炉停止余裕検査	令和5年12月
	原子炉本体			最大反応度添加率検査	令和5年12月
第33条 (反応度制御系統及	原子炉本体			反応度制御能力検査	令和5年12月
び原子炉停止系統)	原子炉本体			過剰反応度検査	令和5年12月
	原子炉本体	スタンドパイプ	スタンドパイプ固定装置	外観検査	令和5年6月
	計測制御系統施設	非常用制御設備	後備停止系駆動装置	反応度抑制効果検査(後 備停止系)	令和5年10月
		制御棒引抜阻止回路	原子炉出力制御装置		
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤	作動検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	中央制御室	中央制御盤	外観検査	令和5年7月
第34条 (原子炉制御室等)	計測制御系統施設	中央制御室	中央制御室外原子炉停止盤	外観検査	令和5年7月
	計測制御系統施設	中央制御室	プラント計算機	警報検査	令和5年8月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
			洗浄廃液ドレン系廃液槽		令和5年5月
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(原子炉建 家)	機器ドレン系廃液槽		
			床ドレン系廃液槽	漏えい検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(使用済燃 料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液 槽		
			洗浄廃液ドレン系廃液槽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(原子炉建 家)	機器ドレン系廃液槽	外観検査	令和5年5月 令和5年9月
			床ドレン系廃液槽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(使用済燃 料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液 槽	外観検査	令和5年9月
第35条 (廃棄物処理設備)	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家(床・壁・堰)		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年12月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	圧縮機	作動検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排風機	作動検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和5年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主要弁	作動検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	減衰タンク	外観検査	令和5年9月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主配管 バッファタンク	漏えい検査	令和5年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気筒	外観検査	令和5年9月
第36条 (保管廃棄設備)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	非常用電源設備	非常用発電機 ガスタービン発電機	作動検査	令和5年10月
第40条 (保安電源設備)	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	非常用電源設備	蓄電池 安全保護系用交流無停電電源装置 充電器盤	作動検査	令和5年10月
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	全交流動力電源喪失時の対応機器	(可搬型発電機、可搬型計器、燃料)	保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
	計測制御系統施設	安全保護回路 原子炉保護設備 安全保護回路 工学的安全施設作動設備	原子炉スクラム回路 安全保護ロジック盤 原子炉スクラム遮断器 スクラム 装置盤 工学的安全施設作動回路 安全保 護シーケンス盤		
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤		
第41条 (警報装置)	計測制御系統施設	原子炉計装	中性子計装盤 制御棒位置計装盤 補助冷却設備安全保護計装盤	作動検査	令和5年8月
		その他の主要な計装	地震計(安全保護系) 主冷却設備安全保護系計装盤 1次冷却材放射能計装盤 放射能計装盤 補助冷却設備安全保護系計装盤		
		原子炉計装	高温プレナム部温度計装盤 燃料破損検出装置 盤		
	計測制御系統施設	その他の主要な計装	回転数振動計数盤 炉容器冷却設備計装盤 プラント制御装置 主冷却設備安全保護系計装盤 補助冷却設備安全保護系計装盤 1 次冷却材放射能計装盤	作動検査	令和5年10月
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤		

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (線量 当量率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 事故時ガンマ線エリアモニタ		
第41条(警報装置)	放射線管理施設	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ 事故時排気ガスモニタ	警報検査	令和5年11月
	核燃料物質取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵プール		
第42条 (通信連絡設備等)	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	所内通信連絡設備(現場指揮所) 非常用放送設備 送受話器(ページング) 敷地内の通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備 大洗研究所内通信連絡設備		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月
	原子炉本体	原子炉圧力容器			
第54条		スタンドパイプ	スタンドパイプ スタンドパイプクロージャ		
(原子炉冷却材圧力 バウンダリ)	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	中間熱交換器 1次加圧水冷却器 1次ヘリウム循環機 配管、弁	漏えい検査	令和5年11月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)	補助冷却器 補助ヘリウム循環機 配管、弁		

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
第54条 (原子炉冷却材圧力 バウンダリ)	原子炉冷却系統施設	1次へリウム純化設備(純化系)	入口フィルタ プレチャコールトラップ 入口加熱器 酸化銅反応筒 (CuOT) 冷却器 モレキュラーシーブトラップ (MST) コールドチャコールトラップ (CCT) ガス循環機用フィルタ ガス循環機 戻り加熱器 配管、弁	漏えい検査	令和5年11月
		1次ヘリウム純化設備(再生系)	冷却器 ガス循環機 加熱器 配管、弁		
		試料採取設備 (1次ヘリウムサンプリング設備)	圧縮機 配管、弁		
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)	主要弁	作動検査	令和5年8月
	原子炉本体			総合検査	令和5年12月
	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	試料採取設備 (1次へリウムサンプリング設備)	圧縮機	作動検査	令和5年9月
第55条 (計測設備)	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	試料採取設備 (1次へリウムサンプリング設備)	主要弁	作動検査	令和5年9月
	計測制御系統施設	原子炉計装	燃料破損検出装置ガス圧縮機	作動検査	令和5年9月
第56条	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	配管貫通部 隔離弁	作動検査	令和5年10月
(原子炉格納施設)	原子炉格納施設	原子炉格納容器		漏えい検査	令和5年8月~ 令和5年9月

技術基準	施設区分	設備、	機器等	検査項目	定期事業者検査予定
第56条 (原子炉格納施設)	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	燃料交換機ハッチ メンテック 熱電対力の 熱電対力の 熱電が大力の 熱電が大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の	漏えい検査	令和5年8月~ 令和5年9月
	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	配管貫通部 隔離弁 ダクト貫通部 隔離弁	作動検査	令和5年10月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排風機	作動検査	令和5年10月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排気フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和5年7月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	ダクト	外観検査	令和5年9月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	主ダンパ	作動検査	令和5年10月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排気管	外観検査	令和5年9月
	原子炉格納施設	サービスエリア		気密検査	令和5年10月
第58条 (多量の放射性物質 等を放出する事故の 拡大の防止	その他試験研究用等原子 炉施設の附属施設	可搬型発電機 可搬型計器 プール注水機材(消防自動車、消防用吸管) 防護器材 建家目張り用機材 瓦礫撤去用工具		保安記録確認検査(保安 活動)	令和5年10月

運転停止及び特別な保全計画で除外した定期事業者検査項目

施設区分	設備、機器等		検査項目	備考※
			冷却材飽和値確認検査	A
			総合検査	A
			原子炉停止余裕検査	A
原子炉本体			最大反応度添加率検査	A
			反応度制御能力検査	A
			過剰反応度検査	A
		冷却材飽和値確認検査 総合検査 原子炉停止余裕検査 最大反応度添加率検査 反応度制御能力検査 過剰反応度検査 遮蔽能力検査 プリング設備) 脚系) 補助へリウム循環機 補助冷却水循環ポンプ 1次へリウム循環機 を動検査 カス循環機 ガス循環機 がス循環機 作動検査	A	
	原子炉圧力容器			
	スタンドパイプ			
医乙烷 七 块	1 次冷却設備		-	
原子炉本体原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)		漏えい検査	•
	1次ヘリウム純化設備(純化系)			
	1次ヘリウム純化設備(再生系)			
	試料採取設備 (1次ヘリウムサンプリング設備)			
	補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)	補助へリウム循環機	佐新松木	
	補助冷却設備(補助冷却水系)	補助冷却水循環ポンプ	TF 助快生	•
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	1次ヘリウム循環機	作動検査	•
711 77 F13 F17 F17 F18	2次ヘリウム冷却設備	2次ヘリウム循環機	作動検査	•
	1次ヘリウム純化設備(純化系)	ガス循環機	/b=1.10 +	_
	1次ヘリウム純化設備(再生系)	ガス循環機	→ 作期候盆 	•
その他試験研究用等原子炉施設の 附属施設	試料採取設備(1次ヘリウムサンプリング設備)	圧縮機	作動検査	•
計測制御系統施設	原子炉計装	燃料破損検出装置ガス圧縮機	作動検査	•
	原子炉格納容器			
原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設		↑ 漏えい検査	•

※ ▲:原子炉運転を行わなかったため検査を除外した項目

●:1次へリウム循環機フィルタ交換に伴い特別な保全に移行し検査を除外した項目

文書番号: 大洗 QAM-01 改訂番号: 33

様式4-7

令和 5 年度 施設管理目標の計画

(対象施設: <u>HTTR 原子炉施設</u>)

承認	確認	確認*	協議	策定	策定
所長	高温ガス炉 センター長	部長	部長	放射線管理部長	高温工学試験 研究炉部長
	センター長				MI JUN TO IN

【改訂履歴】

制定 : 制定日 令和 年 月 日 施行日 令和 年 月 日 改訂 : 改訂日 令和5年4月19日

改訂日 令和 5 年 4 月 19日 施行日 令和 5 年 4 月 19日 理由 年度更新のための改訂。第 2 回定期事業者検査後の施設管理の有効性評価及び保全の有効性評価を踏まえたが目標の変更は ない。

【備考】

* (北地区) 原子炉施設保安規定 第1編第33条の3及び第2編第34条の2に基づき作成する場合に使用する。

施設管理目標	施設管理方針	管理尺度	目標値	達成レベル (達成のための施策)
①重要度が高い施設及び系統に ついて適切な管理目標を設定 し管理する。		確認頻度	四半期1回以上	施設管理の定量的な目標(施設管理の重要度が高い系統)について、対象施設 が定量的な目標値を監視する。
②設備・機器が要求事項を満たすことを確実にする。	(1) 安全確保を最優先とする。	合格率	100%	HTTR 原子炉施設の施設管理実施計画に基づき実施すべき使用前事業者検査及び定期事業者検査に対して合格し、設備・機器が要求事項を満たすことを確実にする。
③保全活動を実施する者の安全 管理能力の向上に努める。		認定率 (実際 に保全活動 をする課員 に対する割 合)	20%以上	保全活動を実施する課(HTTR 運転管理課、HTTR 技術課及び放射線管理第2課の HTTR チーム)の要員(年間請負は除く)について、作業責任者に必要な作業責任者等の認定及び職長等教育等を受けている者を十分確保していること。
④法令及び保安規定を遵守し、施 設管理に必要な保全活動を確 実に実施する。	(2) 法令及びルール(自ら決めた ことや社会との約束) を守る。	実施率 (実施 計画の終了 時点)	100%	HTTR 原子炉施設の施設管理実施計画に基づき、設備保全整理表で定めた点検の実施を確実にする。
5施設管理に関する情報を関係 者間で十分な情報共有を行い、 相互理解を深める。	(3) 情報共有及び相互理解に、不 断に取り組む。	実施頻度	四半期1回以上	HTTR 運転管理課長、HTTR 技術課長及び放射線管理第2課長は、HTTR 定例会議において HTTR 原子炉施設の施設管理目標の状況について情報共有を行う。
⑥保全活動の継続的改善を行う ため、保全活動をレビューす る。	(4) 保安業務 (運転管理、施設管 理等) の品質目標とその活動を 定期的にレビューし、継続的な 改善を徹底する。	確認頻度	四半期1回以上	HTTR 運転管理課長、HTTR 技術課長及び放射線管理第2課長は、HTTR 原子炉施設の保全活動の有効性評価の実施を確実にする。改善事項がある場合は改善の実施を確実にする。

【改訂履歴】

又引促症	£ /		
	制改訂日	施行日	改訂理由
制定	令和 2 年 8 月 17 日	令和2年8月17日	令 02 原機(大安) 024 令和 2 年 5 月 1 1 日にて申請中の保安規定が認可されるまで、暫定的に当該申請中の保安規定に基づき策定する。
改定 1	令和3年1月5日	令和3年1月5日	令 02 原機 (大安) 024 令和 2 年 5 月 1 1 日にて申請中の保安規定が令和 3 年 1 月 1 日に施行されたため、本保安規定第 6 編第 34 条の 2 に基づき作成する。なお、内容の変更はない。
改定2	令和3年4月6日	令和3年4月6日	大洗研究所文書及び記録の管理要領が改定・施行(R3.4.1)されたため、表紙の様式の変更が必要となった。また、施設管理要領が改定・施行(R3.3.25)されるとともに、令和2年度の保全の有効性評価が実施(R3.3.29)されたため有効性評価を行った。なお、原子炉施設と使用施設の施設管理目標を統合した。
改定3	令和 3 年 5 月 19 日	令和3年6月1日	令和3年度の施設管理方針(品質方針)が周知され、それに基づく令和3年度の大洗研究所品質目標が 周知されたため、昨年度の施設管理目標の実績等から本施設管理目標の評価した結果、見直しの必要が 生じたため。
改定4	令和 4 年 2 月 22 日	令和 4 年 2 月 22 日	令和3年度の原子力安全監査の施設管理目標に係る監査所見に対応するため、施設管理目標の一部を変 更する。
75-T-			
改訂5	令和5年2月2日	令和5年2月2日	HTTR 使用施設の施行令第四十一条非該当化に関する大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の施行(R5.2.1)及び大洗研究所少量核燃料物質使用施設等保安規則の施行(R5.2.1)により、HTTRの使用施設と一体であった本目標を分離するための施設管理目標の変更が必要となったため。

文書番号: HTTR-QAS-75 改訂番号: 04

様式-1

施設管理の定量的な目標 (施設管理の重要度が高い系統)

	承認	同意	同意	確認	作成					
	高温工学試験研 究炉部畏	原子炉主任 技術者	核燃料取扱 主務者	放射線管理 部長	放射線管理 第2課長	HTTR技术課長	HTTR運転 管理課長			
1										

改定 番号	改定年月日	改定の内容	備考
0	令和2年4月1日	制定	
1	令和2年7月1日	放射線管理第2課所掌の放射線監視設備を追加統合	,
0	△ ₹11.0年.0日.1.1日	施設管理実施計画の変更に伴う設備機器の追加	
2	令和3年3月11日	核燃料物質使用施設等の定量的な目標を追加	
	A=====================================	核燃料物質使用施設等が政令第41条非該当施設となったため	,
3	令和5年2月1日	核燃料物質使用施設等の定量的な目標を削除	

保全 重要度	定量的な目標を	定めるべき主な設備・機器	機能	目標値 (故障):機能喪失 (時間):非待機時間				
	補助冷却設備	·	炉心冷却	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	炉容器冷却設備		炉心冷却	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	制御棒系		原子炉の緊急停止、未臨界維持	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	安全保護回路	原子炉保護回路	原子炉停止系への起動信号の発生	(時間)	2 4時間以下			
	女生沐丧凹岭	工学的安全施設作動設備	工学的安全施設への起動信号の発生	(時間)	2 4時間以下			
	非常用制御設備	(後備停止系)	未臨界維持	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	原子炉制御設備	プラント制御装置	プラント計測・制御(安全保護機能を除く。)	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
,	非常用空気浄化設備		放射性物質の閉じ込め、放射線の遮蔽及び 放出低減	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
高		非常用発電機	安全上特に重要な関連機能	(時間)	2 4 時間以下			
又は	非常用電源設備	蓄電池及び交流無停電電源 装置	安全上特に重要な関連機能	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
中	原子炉計装	中性子計装、制御棒位置計 装、炉心差圧計装	プラント状態の把握	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	安全保護系のプロ	1セス計装	プラント状態の把握	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	気体廃棄物の廃棄	E施設	放射性物質の貯蔵	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	近4 使	洗浄廃液ドレン系	放射性物質の貯蔵	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	液体廃棄物の廃 棄設備	機器ドレン系	放射性物質の貯蔵	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	来政佣	床ドレン系	放射性物質の貯蔵	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
	制御用圧縮空気認	设備	安全上特に重要な関連機能	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			
		(排気モニタ、エリアモニタ、 7、室内ガスモニタ)	異常状態への対応上必要な設備	(故障)	1回以下/四半期かつ2回以下/年			

※:設備の機能喪失((故障) 単一機能喪失の件数:1回以下/四半期かつ2回以下/年、(時間)24時間連続機能維持すべき機器の非待機時間:24 時間以下)

HTTR原子炉施設 施設管理実施計画 (設備保全整理表並びに検査要否整理表)

令和5年4月

大洗研究所 高温工学試験研究炉部HTTR運転管理課 高温工学試験研究炉部HTTR技術課 放射線管理部放射線管理第2課

承認	同意	確認			
高温工学試験研 究炉部長	原子炉主任 技術者	放射線管理 部長	放射線管理 第2課長	HTTR技術課長	HTTR運転 管理課 長

改訂来歷

番号	改訂日	主要な変更内容	承認	同意	確認	作成	備	考
0	·R4. 4. 11	初版作成 原子炉施設の運転が相当期間停止し ている状況を踏まえ、試験炉規則第9 第1項第7号に基づき、特別な施設管 理実施計画を添付する。						
Total	R4. 6. 24	・特別な保全計画に移行する設備、機器に2次ヘリウム冷却設備を追加・検査要否整理表の通信連絡設備等について明確化・設備保全整理表を一本化(共用施設、放射線監視設備、共通設備等)						
2	R5. 4.19	・1 次へリウム循環機フィルタ交換が 終了すること、原子炉運転計画が策定 されたことから通常の保全を実施す る。 ・設備保全整理表のうち放射線管理 施設について保安活動に使用する設 備の記載を追加 (R5.5.30 施行)						-

I 目的

本計画は、HTTR原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

なお、本施設管理実施計画は、大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第6編第6条の定めにより作成したHTTR原子炉施設の年間運転計画において、原子炉施設の運転が相当期間停止する場合、試験炉規則第9条第1項第7号に基づき、特別な措置として特別な施設管理実施計画を合わせて定め添付し、特別な保全に移行する設備・機器を選定し保全を行う。

Ⅱ 始期及び期間に関すること(試験炉規則第9条第1号第4号イ)

- 1 高温工学試験研究炉部長は、保安規定第6編第6条の定めにより、毎年度、当該年度に先立ち、H TTR原子炉施設の「年間運転計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 本年間運転計画に記載の定期事業者検査の始期を施設管理実施計画の始期とし、その期間は、次の 定期事業者検査を開始する前の日までとする。

Ⅲ 設計及び工事に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号口)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR 原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうと するときは、保安規定第2編第38条及び保安規定第6編第37条の定めにより、「修理及び改造計 画」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 2 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の設計及び工事の実施に当たっては、大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

Ⅳ 巡視に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号ハ)

1 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第2編第35条、第6編第33条及び第39条並びに保安規定に基づき定める「HTTR運転手引」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

V 点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること (試験炉規則第9条第1項第4号ニ)

1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR 原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、当該施設の点検、検査等の方法、実 施頻度及び時期を整理した「施設保全整理表」及び「検査要否整理表」(以下、「整理表」という。)を 作成する。

なお、これを変更しようとするときも、同様とする。

また、試験炉規則第9条第1項第7号に基づき原子炉の運転を相当期間停止する場合は「特別な施

設保全整理表」及び「特別な検査要否整理表」(以下、「特別な保全計画」という。)を作成し特別な保 全に移行する設備・機器選定し保全整理表とあわせて添付する。

- 2 前項の「整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の時期については、Ⅱの年間運転計画の記載に代えることができる。
- 3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、検査等の実施 に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理 要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。
- 4 検査においては、HTTR原子炉施設の「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、受検する。なお、 検査の独立性については、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」により確保する。

VI 工事、及び点検等を実施する際の保安確保のための措置(試験炉規則第9条第1項第4号ホ)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、Ⅲの工事及びVの点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第1章第2節及び第3節、「大洗研究所(北地区)放射線安全取扱手引」第3章、高温工学試験研究炉部品証に係る管理要領書並びに放射線管理部品質保証に係る管理要領書の定めにより、必要な措置を講じる。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置に当たっては、 大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書及び放 射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

VII 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号 へ)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR 原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るⅢの設計及び工事、Ⅳの巡視の結果並び にVの点検、検査等の結果について、確認及び評価を行う。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

Ⅷ Ⅶの確認評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号ト)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR 原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施す べき処置があると認める場合は、必要な改善を行う。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画」並びに「不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」 及び「不適合事項等水平展開実施規則」(ただし、後二者については、未然防止処置として実施する予

防処置に関する事項に限る。) に基づき、必要な手続きを行う。

IX 施設管理に関する記録に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号チ)

HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るⅡからⅧまでの業務に関する記録について、高温工学試験研究炉部若しくは放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

	対象設備機	9 <u>9</u> 110					供用段階	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及	び検査)	中長期保守(通常の 12月間を超える期間 点検補修		
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書索引番号	点検頻度 () 付は事後保全における自主的な点検	要領書等索引番号	点模補修 (定事検毎と は運転を伴う 更新計画 定事検とす る)	要領書 索引番号	担当
位置	一般構造	原子炉建家			O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転管 HTTR運転管
一般博道		使用済燃料貯蔵建家 搬出入建家			O低 O低	事後		(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど)	課制4(外観) 課制4(外観)			HTTR運転
		機械棟			〇低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転
		冷却塔	不法な侵入の防止		O低 O低	事後 時間 △保安記録確認検査	HT-炉IV01	(定期事業者検査のつど) 年次	課制4(外観) 運手1			HTTR運車 HTTR運車
			一 不法な侵入の防止 汚染の防止	管理区域の床、壁		時間 A保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次	運手1			HTTR運車
原子炉本体	炉心	(原子炉停止余裕)				●原子炉停止余裕検査	HT-炉301	原子炉運転時				HTTR運車
炉心		(最大反応度添加率)				●最大反応度添加率検査	HT-炉302	原子炉運転時				HTTR運車
-	_	(反応度制御能力) (過剰反応度)	-			● 反応度制御能力検査 ● 過剰反応度検査	HT-炉303 HT-炉401	原子炉運転時				HTTR運車 HTTR運車
		(冷却材飽和値)				◎ 冷却材飽和値検査	HT-炉501	原子炉運転時				HTTR運車
		(線量当量率)				●線量当量率測定検査	HT-炉601					HTTR運
		(放射性物質濃度) (総合検査)			+	○放射性物質濃度測定検査●総合検査	HT-炉602 HT-炉02	原子炉運転時				HTTR運車
		(遮蔽能力)	-			●遮蔽能力検査	HT-炉603	原子炉運転時		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		HTTR運車
)燃料体	燃料体		被覆燃料粒子	1式	〇中	時間 ●使用前事業者検査	使事検要領書					HTTR技術
			燃料コンパクト 黒鉛スリーブ	14個/燃料棒 33又は31本/燃料体		時間 ●使用前事業者検査 時間 ●使用前事業者検査	使事検要領書 使事検要領書					HTTR技術
			燃料棒	33又は31本/燃料体	◎中	時間 ●使用前事業者検査 ●受入時検査	使事検要領書, 燃受核			+ + +		HTTR技術
		黒鉛ブロック		150体		時間 ●使用前事業者検査 ●受入時検査	使事検要領書,燃組核	ĝ				HTTR技術
		燃料体(初装荷燃料体)	-	150体	◎中			保安記録確認(運転実施計画のつど)	The state of the s			HTTR技術
	原子炉容器	燃料体 (2次燃料) 原子炉圧力容器		150体 1式		事後 □ □漏えい検査	HT-炉01	(6月毎)	課制2(外観)			HTTR技術 HTTR運車
		スタンドパイプ	スタンドパイプ	1式	●高	時間 ②漏えい検査、	HT-t=01	定期事業者検査のつど (一部、熱電対交換ハッチ開放、炉室原開放のつど	課制4 (外観)			HTTR運車
			スタンドパイプクロージャ	1式	●高	時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	起動前	運手1 (漏えい)	外観点検(炉外取出しの都度)	課制4(外観)	HTTR運車
			スタンドパイプ固定装置	1式		時間 〇外観検査	HT-炉002	定期事業者検査のつど、起動前	課制4(校正)、運手1	分解点検 (5定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運車
	放射線遮へい体	1次遮へい	防振支持梁 1次上部遮へい体	1式 1式	O低 ◎中	事後 時間 ● 遮蔽能力検査	HT-\$=603	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど	課制4(外観) 課制4(外観)			HTTR運車 HTTR運車
	ルスフェルボルニ こし・144	1 × Am.	上部生体進へい体	1式	◎中	時間 ●追蔽能力検査 ・ 適応を能力検査	HT-炉603	定期事業有検査のつと 定期事業者検査のつど(一部、燃交ハッチ開放のつど)	課制4(外観)		+ +	HTTR運車
			上部リング遮へい体	1式	◎中	時間 ● 遮蔽能力検査	HT-炉603	定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運車
		中性子源		3個	O低	事後		保安記録確認(運転実施計画のつど)				HTTR運車
燃料取扱施設	核燃料物質取扱設備	遮へいピン 燃料交換機	燃料交換機	1基		事後 ●作動検査 (インターロック)	HT-炉702	保安記録確認 (運転実施計画のつど) 燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施	課制4 (作動)			HTTR運車 HTTR運車
燃料収扱施設 及び貯蔵施設	牧然科彻县双 级政调	然什又快 俄	盤	21面	©# ©#	時間 ●作動検査 (インターロック)	HT-炉702	燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施	課制4(作動)			HTTR運車
核燃料取扱設備		燃料出入機	燃料出入機	1基	 	時間 ●作動検査 (インターロック)	HT-炉703	燃料交換計画に従い実施	課制4(作動)			HTTR運車
			盤	6面	◎中	時間 ●作動検査 (インターロック)	HT-炉703	燃料交換計画に従い実施	課制4 (作動)			HTTR運車
			放射線モニタ	1基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(校正、設定値、作動)			HTTR運車
			内装機器(ターンテーブル等) マニプレーター	1式 2基	O低 O低	事後		CRD分解点検、NS交換、NIS交換等計画に従い実施 CRD分解点検、NS交換、NIS交換等計画に従い実施	課制4 (作動) 課制4 (作動)			HTTR運転 HTTR運転
)核燃料貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	サ蔵セル		O18	事後		UND方辞点検、NO文揆、NIO文揆寺計画に使い美施	i未利4(TF到)	 _ _	 	niik)里較
<u>)核燃料貯蔵設備</u> 核燃料物質貯蔵設			貯蔵ラック	35基	◎中	時間 ●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉704			据付ボルト外観点検(1/5定事検	毎 課制4 (外観)	HTTR運転
			新燃料組立検査室	1式	〇低	事後		(燃料の制作、組立、交換計画に従い実施)	課制5(外観)			HTTR技術
			新燃料取扱装置 不活性ガス置換装置	1基 1基	O低 O低	事後		(IAEA検認のつど) (燃料の制作、組立、交換計画に従い実施)	課制5(作動) 課制5(作動)			HTTR運転 HTTR運転
		原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備	貯蔵プール	1922	◎中	時間 ●警報検査(水位、温度、放射線)	HT-炉Ⅲ41,27	定期事業者検査のつど	課制4(校正、設定値)			HTTR運転
			貯蔵ラック	63基		時間 ●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉705			据付ボルト外観点検(1/5定事校	毎 課制4 (外観)	HTTR運転
			ライニング プール水冷却浄化設備	一式	<u></u> ©Ф	時間 △保安記録確認検査	HT-炉IV01			 		HTTR運転
			プール水循環ポンプ	2台	Off	時間 ●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい、絶縁抵抗)	分解点検 (5年毎 設備共用開始	(金) (金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)<!--</td--><td>HTTR運転</td>	HTTR運転
			プール水冷却器	2基		時間 ●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)	分解点検(5年毎 設備共用開始		HTTR運転
			配管	1基		時間 ●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)			HTTR運車
			フィルタ	一式		時間 ●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)			HTTR運転
			弁	59個		時間 ●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4(漏えい)			HTTR運転
		使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備	盤 貯蔵セル	1面		時間 ●冷却能力確認検査 時間 ●警報検査(温度、放射線)共用開始後	HT-炉701 HT-炉皿42,27	定期事業者検査のつど 定期事業者検査のつど 設備共用開始後	課制4(校正、設定値) 課制4(校正)			HTTR運転 HTTR運転
		ENTRY MATERIAL MALE AND THE PROPERTY OF THE PR	貯蔵ラック	30基		時間 ●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉706	たが子木 日 区土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Brobs (IATE)	据付ボルト外観点検(1/5定事権	:) 課制4 (外観)	HTTR運車
)その他	その他の設備	使用済燃料検査設備	使用済燃料検査室	1式	O低			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4(外観)			HTTR運車
				2扇	O低 O低			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4(作動)			HTTR運転
			高放射性丸体廃業初処理系接続目 洗浄廃液ドレン系接続配管	1式	O低 O低			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後) (定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (漏えい) 課制4 (漏えい)		+ +	HTTR運車 HTTR運車
			インセルモニタ	1式	〇低	事後		(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4(校正、設定値、作動)			HTTR運車
		医乙烷油中山纵口 400	負圧計	1式	〇低			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4(校正)			HTTR運車
		原子炉建家内附属機器	床上ドアバルブ ガス置換装置	2基 1基	O低 O低			CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施 CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施	課制4(作動) 課制4(作動)	+ +	+ + -	HTTR運車 HTTR運車
		使用済燃料貯蔵建家內附属機器	床上ドアバルブ	1基	O低			CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施				HTTR運車
			移送台車	1基	O低			(法定点検(労安法))	課制4(外観、作動、絶縁抵抗、校正)	法定点検 (労安法:軌道装置)	(1/3年)	HTTR運車
原子炉冷却系統施設) 一次冷却設備	一次冷却設備	1次冷却設備	中間熱交換器 1次加圧水冷却器	1基 1基		時間 ②漏えい検査、 時間 ②漏えい検査	HT-炉01 HT-炉01	定期事業者検査のつど 定期事業者検査のつど	課制4(外観) 課制4(外観)			HTTR運車 HTTR運車
一 公山 40 以 川			1次ルビバルコ語	4台		時間 ②漏えい検査、●作動検査	HT-炉01, 03	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	フィルタ交換3台 (R5)		HTTR運車
			配管	1式	●高	時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運車
			并 雪海如今和井里	131個(うち主要弁12個)		時間 ◎漏えい検査、◎作動検査	HT-炉01, 04	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	分解点検(安全弁)(定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運動
			貫通部冷却装置 回転数制御装置盤	1台 4式	O低 ©中	事後 時間 ●作動検査、	HT-炉03	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、作動) 課制4(作動、警報、設定値)、運手1			HTTR運車
			充電器盤	4式	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(作動)、運手1			HTTR運車
			動力変圧器盤	3式	〇低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)			HTTR運車
			切替遮断器盤	4式 3式	O低 O低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、運手1(作動) 課制4(絶縁抵抗)、運手1			HTTR運車
			ヒートトレース装置 支持構造物	65台	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど)	課制4(枠線抵抗)、運手! 課制4(外観)			HTTR運車 HTTR運車
			1次PWC供用期間中検査装置	1式	〇低	事後		(ISI計画に従い実施)	課制4(外観、作動)			HTTR運
	- 151A 1-70 M	0.5	IHX供用期間中検査装置	1式	〇低			(181計画に従い実施)	課制4(外観、作動)			HTTR運
)二次冷却設備	二二次冷却設備	2次へリウム冷却設備	2次加圧水冷却器 2次ヘリウム循環機	1基 1台	O低 ©中	事後 時間 ●作動検査	HT-炉05	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、漏えい) 課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗)、運手1	回転数制御装置盤更新 (R4~R5)	+ + -	HTTR運動
-			2次ペリソム循環機 配管	1式		事後 事後	7.00	(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい) 課制4(外観、漏えい)	口+A外印刷农巴亚尤利(N4 K3)		HTTR運車
			弁	42個(うち主要弁2個)	◎中	時間 〇作動検査	HT-炉06	定期事業者検査のつど	課制4(外観、漏えい、作動)	分解点検(安全弁)(定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運
			支持構造物	16台	〇低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転
					_ ^ ·	DT 88 ▲ /L-私 本	UT AECT	ウ州本帝本仏するっぱ セミサ オーバ				11770-00
			回転数制御装置盤	1式	◎中○低	時間 ●作動検査 車後	HT-炉05	定期事業者検査のつど、起動前、停止後 (定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(作動、警報、設定値)、運手1 課制4(作動)、運手1			HTTR運動

	対 象 設 備 機	99 ਜ਼ਿੰਸ					供用段階	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検	及び検査)	中長期保守(通常の2 12月間を超える期間で		
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目(設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 事業者検査項目(●立会確認、© 方式 ○記録確認、△保安記録確		点検頻度()付は事後保全における自主的な点検	要領書等索引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 更新計画 定事検とす る)	要領書 索引番号	担当課室
		加圧水冷却設備	加圧水空気冷却器 6	治	O低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)、運手1	高経年化(時期未定	*)	HTTR運転管理課
				台		時間 〇作動検査	HT-炉07	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(5定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理課
				基		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)	開放点検(10定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理認
				式		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい、肉厚)			HTTR運転管理
				74個(うち主要弁10個)		時間 〇作動検査	HT-炉08	定期事業者検査のつど	課制4(外観、漏えい)	分解点検 (安全弁) (定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理語
				59台		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転管理語
				台		事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、作動)、運手1			HTTR運転管理
(a)	JL 34 FT 10 45 ET 11	14 N 14 10 20 Mb		基		事後	UT 1504	(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)		+	HTTR運転管理
(3) 非常用冷却設備	非常用冷却設備	補助冷却設備		基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)		+	HTTR運転管理語
		(補助ヘリウム冷却系)		2台		時間 ◎漏えい検査、●作動検査	HT-炉01, 102	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
				式 7個(うち主要弁11個)		時間 ◎漏えい検査 時間 ◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01 HT-炉01, 09	定期事業者検査のつど 定期事業者検査のつど	課制4 (外観) 課制4 (外観)		 	HTTR運転管理 HTTR運転管理
				7/1回(フら主安井II1回) 52台		時间 じ漏えい検査、OF動検査 事後	n1-34-01, 09	(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)		+	HTTR運転管理
				2式		時間 ●作動検査	HT-炉102	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(作動、警報、設定値)		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	HTTR運転管理
		補助冷却設備		冶		時間 〇作動検査	HT-炉10	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4(外観、作動)、運手1	高経年化(時期未定	2)	HTTR運転管理
		(補助冷却水系)		'		時間 ●作動検査	HT-炉102	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(5定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
		(100 397) 12 2427(7)(7)		基		時間 ●漏えい検査	HT-炉12	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	開放点検(10定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
				金		時間 ●漏えい検査	HT-炉12	定期事業者検査のつど	課制4(外観、肉厚)	州从点换 (10定事换量)	成本中3年 (プリガキ)	HTTR運転管理
				30個(うち主要弁9個)		時間 ●漏えい検査、○作動検査	HT-炉11, 12	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	分解点検(安全弁)(定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
	7			33台	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)	ファボム (スエガ) (足事状母)	ec-92 * 174 /3*/	HTTR運転管理
	=			台		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動)	 		HTTR運転管理
	7		-	基	_	事後 事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)	+ +		HTTR運転管理
	╡	炉容器冷却設備		式		時間 ●漏えい検査	HT-炉15	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	served 1 AZT M6Z	-		HTTR運転管理
	7	· H HH · I · PP HA		基		時間 ●漏えい検査	HT-15	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	 		HTTR運転管理
	=			· 本 · 基		時間 ●漏えい検査	HT-炉15	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	開放点検(10定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
	7			· 举 台		時間 ◎作動検査	HT-炉13	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検 (5定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
				'口 式			HT-15			刀所点快(5定争快等)	6木中1年(ノリガキ)	HTTR運転管理
	\dashv			ユ 204個(うち主要弁2個)		時間 ●漏えい検査 時間 ○作動検査	HT-炉14	定期事業者検査のつど 定期事業者検査のつど	課制4(外観) 課制4(外観)	分解点検(安全弁)(定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
(3) その他の主要な事項	スの州の主面が東西	1次人口点 / 幼儿弘傅		基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	刀肝点快(文王升)(定事快等)	6木中1年(ノリガキ)	HTTR運転管理
、3/(の他の工安は争場	一	1次へリウム純化設備 (純化系)		基		時間 ◎漏えい検査 時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	+ +		HTTR運転管理
	_	(神山水)		基		時間 ◎漏えい検査	HT-#=01				+	HTTR運転管理
				<u> </u>			HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後 定期事業者検査のつど	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1 課制4(外観)		+ +	HTTR運転管理
				基		時間 ◎漏えい検査、			課制4(外観)		+	
						時間 ◎漏えい検査	HT-炉01 HT-炉01	定期事業者検査のつど			+	HTTR運転管理語
			モレキュラーシーブトラップ (MST) 2			時間 ◎漏えい検査		定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運転管理語
			コールドチャコールトラップ(CCT) 2			時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)		+	HTTR運転管理語
				基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	1) 42 F-14 (2) 1 + 14 F-1	-m /-u / / \ 477 \	HTTR運転管理語
				台 #		時間 ◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 16	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理語
				基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1		 	HTTR運転管理語
				一式		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)		+	HTTR運転管理語
				220個(うち主要弁16個)		時間 ◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 17	定期事業者検査のつど	課制4(外観)		+	HTTR運転管理語
				基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、絶縁抵抗)		+	HTTR運転管理語
				3基		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、絶縁抵抗)		 	HTTR運転管理語
				式		事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(作動、警報、設定値)、運手1		+	HTTR運転管理記
		1次ヘリウム純化設備		基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運転管理語
		(再生系)		台		時間 ◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 16	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理語
				基		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理語
				-式		時間 ◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運転管理語
				65個(うち主要弁14個)		時間 ◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 17	定期事業者検査のつど	課制4(外観)			HTTR運転管理
)基		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、絶縁抵抗)			HTTR運転管理
			電力調整器盤 2	?式		事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(作動、警報、設定値)、運手1			HTTR運転管理
		1次ヘリウム純化設備		2台		事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
		(冷水供給系)	111111111111111111111111111111111111111	基	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
				基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転管理
			配管 -	一式	〇低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転管理
			弁 7	76個	〇低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)			HTTR運転管理
		2次ヘリウム純化設備	-	基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
	⊿	(純化系)		1基	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
	_		-	基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)			HTTR運転管理
	_			基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
	_		モレキュラーシーブトラップ (MST) 2		O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
	_		コールドチャコールトラップ (CCT) 1	基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
				基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
	_			?台		事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、運手1	分解点検(3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
			戻り加熱器 1	基	〇低	事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
			配管 1	式	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)			HTTR運転管理
			弁 9	91個(うち主要弁13個)	O低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)			HTTR運転管理
			窒素ガス配管ヒータ 1	基	O低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)			HTTR運転管理
			保温ヒータ 1	基	O低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4(絶縁抵抗)			HTTR運転管理
			電力調整器盤 4	试	O低	事後		(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、運手1(作動、警報、設定値)			HTTR運転管理
		2次へリウム純化設備		基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)			HTTR運転管理
	7	(再生系)		台	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、運手1	分解点検 (3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
				基	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗)、運手1			HTTR運転管理
					〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)		1	HTTR運転管理
				19個(うち主要弁12個)		事後		(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)		1	HTTR運転管理
	7			基	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4(絶縁抵抗)			HTTR運転管理
	┪			式	O低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、運手1(作動、警報、設定値)			HTTR運転管理
	╡	1次へリウム貯蔵供給設備		基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)			HTTR運転管理
		TO TO THE DEPARTMENT OF THE PARTMENT OF THE PA		基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	HTTR運転管理
	⊣			· 本 2台	O低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、運手1	分解点検(3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
	-			·二 式	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい) 神林抵抗、作動)、連子 に 課制4 (外観、漏えい)	カかがは (9年7年)	MAT (1737 1 人) ガギノ	HTTR運転管理
											+	
		0.45 4 11 点 / 四六本 44 44 = 1. 1 体		30個(うち主要弁5個)	O低 O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい、作動)	+ + +	+	HTTR運転管理
	_	2次へリウム貯蔵供給設備		基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)	+ +	+	HTTR運転管理
	4			基	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)	100000000000000000000000000000000000000	TT 444 440 CT	HTTR運転管理
	_			台	〇低			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4(外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、運手1	分解点検 (3定事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理
<u> </u>	_			式	〇低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)			HTTR運転管理
	_			90個(うち主要弁3個)	O低			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)			HTTR運転管理
		*** * 1 -0.#	茶油キュギャ. ゴ	台	〇低	車後		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、絶縁抵抗)		1	HTTR運転管理
		薬液注入設備	薬液注入ポンプ 1	ш	0 23	于区		(足別事業者快量のラビ)	BA 1934 (71 REC 11-198-35-35-7)			III III AE TA E A

	対 象 設 備 機 暑	30 50 50					供用段	階(通常の検査間隔12月間を超え	えない期間における定期的な点検及び検査)		12,5	長期保守(通常の村 間を超える期間で			
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目(設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 保重要度 方		立会確認、◎抜取確認、 要領書 △保安記録確認) 索引番号	点検頻度 () 付は事行	後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 定事検とす る)	更新計画	要領書索引番号	備考	担当課室
		試料採取設備(1次ヘリウムサンプリング設備)	圧縮機	2台		間 ◎漏えい検査、○作		定期事業者検査のつど、起動			分解点検(3定	事検毎)	課制4(分解)		TTR運転管理課
			<u>并</u> 配管	56個(うち主要弁2個)		間 ◎漏えい検査、○作	動検査、 HT-炉01, 19 HT-炉01	定期事業者検査のつど 定期事業者検査のつど	課制4(外						「TR運転管理課
	-		盤(制御盤、LP盤)	2面	O低 事	間 ◎漏えい検査、 後	n1-3-01	(定期事業者検査のつど)	課制4(外理制4(外	ト観) ト観、絶縁抵抗)					「TR運転管理課 「TR運転管理課
			切換装置(パルブラック)	5台	O低 事			(定期事業者検査のつど)		卜観、作動)					「TR運転管理課
			ガスクロ	2台	〇低 事	後		(定期事業者検査のつど、起	起動前、停止後) 課制4(校	交正)、運手1				HTT	TTR運転管理課
			グローブッボクス	1台	〇低 事			(定期事業者検査のつど)		卜観、機能)			700014 (4) 800		TR運転管理課
		試料採取設備(2次ヘリウムサンプリング設備)	圧縮機	2台 26個(うち主要弁1個)	O低 事 O低 事			(定期事業者検査のつど、 (定期事業者検査のつど)	起動前、停止後) 課制4(外 課制4(外		分解点検(3定	事検毎)	課制4(分解)		「TR運転管理課 「TR運転管理課
	1		配管	1式	O低 事			(定期事業者検査のつど)		ト観、漏えい)					TR運転管理課
			盤(制御盤、LP盤)	2面	O低 事			(定期事業者検査のつど)	2,112	ト観、絶縁抵抗)					「TR運転管理課
			切換装置 (バルブラック)	4台	〇低 事			(定期事業者検査のつど)		卜観、作動)					TTR運転管理課
. = 1 \nd 4 \day \frac{1}{2} \day	Z1 44	F - F-1 44	ガスクロ	1台	O低 事	後		(定期事業者検査のつど、表	起動前、停止後) 課制4(校	交正)、運手1				HTT	「TR運転管理課
へ. 計測制御系統施設 (1)計装	計装	原子炉計装	中性子計装 WRM、PRM検出器	6式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報	検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど、起動	新計 新	色縁抵抗、静電容量)、運手1 W	WPM交換 (AAOFE	PD未満) (R4)	課制4	нт	TR運転管理課
(1)前衣	1		中性子計装盤	3式		間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど、起動		它球投机、肝电台里/、建于/ 它正、設定値)、運手1	III(II) 文揆(440LI	FD木凋) (N4)	a木中14		TR運転管理課
			制御棒位置計装												
			シンクロ検出器	42個		間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど	課制4(維						TR運転管理課
			制御棒位置計装盤	3式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報	検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど、起動	動前 課制4(校	交正、設定値)、運手1				HTT	「TR運転管理課
			炉心差圧計装 差圧伝送器	3式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報	検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど	課制4(校	žŒ)				HTT	TR運転管理課
	1		補助冷却設備安全保護系計装盤			間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値)、運手1					「TR運転管理課
]		高温プレナム部温度計装												
			熱電対	28個	◎中 時		UT 1=04	定期事業者検査のつど	課制4(絶						TR運転管理課
	-		高温プレナム温度計装盤 燃料破損検出装置	1式	◎中 時	間 〇警報検査	HT-炉21	定期事業者検査のつど、起動	切削 課制4(校	交正、設定値)、運手1				HT1	「TR運転管理課
	1		於科吸損快ഥ表直 検出器	2個	◎中 時	間 〇警報検査	HT-炉21	定期事業者検査のつど	課制4(校	交正)				HTT	「TR運転管理課
			ガス圧縮機	1台	◎中 時		HT-炉23	定期事業者検査のつど、起動			分解点検(3定	事検毎)	課制4(分解)		TR運転管理課
			弁	18個	〇低 事			(定期事業者検査のつど)		卜 観、作動)					TR運転管理課
			配管	1式 3面	○低 事	後 ○警報検査	HT-炉21	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど、起動	課制4(外	ト観) 交正)、運手1					「TR運転管理課 「TR運転管理課
		その他の主要な計装	金 安全保護系のプロセス計装	2间	94 9	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	n1-3-21	上州争未有快宜の J C 、起業	助削、停止後 林利4(校	(正)、埋于1					IIIV建数官理味
		C O I D O II D O II D	検出器												
			伝送器	51台		間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど	課制4(校						TTR運転管理課
			地震計	6式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報	検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど、起動	動前 課制4(外	N観、校正、設定値)、運手1				HTT	「TR運転管理課
	-		放射能検出器 1次冷却材放射能	3式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報	検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど	理事人(お	交正、設定値、警報)				нт	TR運転管理課
	1		CV放射能	3式		間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど		交正、設定値、警報)					TR運転管理課
	1		SA放射能	1式	●高 時			定期事業者検査のつど		交正、設定値、警報)					TTR運転管理課
			サンプリングポンプ	4式	O低 事			定期事業者検査のつど		校正、設定値、漏えい)					TTR運転管理課
			主冷却設備安全保護系計装盤	3式		間◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値、警報)、運手1					TTR運転管理課
	-		1次冷却材放射能計装盤 放射能計装盤	3式 3式	●高時	間 ◎作動検査、◎警報 間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど、起動 定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値、警報)、運手1 交正、設定値、警報)、運手1					「TR運転管理課 「TR運転管理課
			補助冷却設備安全保護計装盤	3式		間 ◎作動検査、◎警報		定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値、警報)、運手1					TR運転管理課
	1		安全保護系以外のプロセス計装												
			検出器												
			検出器(水分計、γ・β線)	99台(水, γ · β 線:7台)	O低 事			(定期事業者検査のつど、起		交正)、運手1					「TR運転管理課
	-		伝送器 	37式	O低 事	俊		(定期事業者検査のつど)	課制4(校	X 庄)					「TR運転管理課
	1		加圧水放射能	1式	◎中 時	88 [8]		定期事業者検査のつど	課制4(校	交正)				HTT	TR運転管理課
]		加圧水排気放射能	1式	O低 事			(定期事業者検査のつど)	課制4(校						TR運転管理課
			気体廃棄物放射能	1式	〇低 事			(定期事業者検査のつど)	課制4(核						TR運転管理課
	-		補助冷却水放射能 回転機振動計数盤	2式 1式	○低事	後 間 〇警報検査	HT-t/=21	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど、起動	課制4(校	交正) 交正)、運手1			1		「TR運転管理課 「TR運転管理課
	1		回転懷振動計致盛 炉容器冷却設備計装盤	2式		間 ○言取快宜 間 ○警報検査	HT-√=21	定期事業者検査のつど、起動		交正)、選手1 交正、設定値)、選手1					TR運転管理課
	1		プラント制御装置	7式		間 〇警報検査	HT-炉21	定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値)、運手1					「TR運転管理課
]		炉容器冷却設備現場制御盤	2式	〇低 事			(定期事業者検査のつど、起		校正、設定値、警報)、運手1					「TR運転管理課
(0) 中人但共同等	中人但进口哈	丙フ <i>に旧</i> 鉄孔 進	補助冷却設備計装盤N	1式	O低 事	後		(定期事業者検査のつど、表	起動前) 課制4 (校	交正、設定値、警報)、運手1				HTT	「TR運転管理課
(2) 安全保護回路	安全保護回路	原子炉保護設備	原子炉スクラム回路 安全保護ロジック盤	2式	●意 □ □	間 ◎●作動検査、◎●	警報検査 HT-炉201	定期事業者検査のつど、月例	例 記動前 彈刺 / 154	卜観)、運手1				нтт	TR運転管理課
	1		原子炉スクラム遮断器	يمد	● [23] [44]	···· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ·	□ TN (X E	たが、デ末日秋重のラと、月で	本章 1	1 W// X AE J 1			-		在书目任际
			スクラム装置盤	1式	●高時	間 ◎●作動検査、◎●	警報検査 HT-炉101	定期事業者検査のつど、月例	例、起動前 課制4(外	卜観)、運手1				HTT	「TR運転管理課
		工学的安全施設作動設備	工学的安全施設作動回路	22面	.										
(O) All Wolff 144	And Arm = D. John	A+1 (/m==0,)de	安全保護シーケンス盤	2式		間 ◎●作動検査、◎●		定期事業者検査のつど、月份		卜観)、運手1					「TR運転管理課
(3)制御設備	制御設備	制御設備	制御棒	16対		間◎駆動速度検査、◎				ルストローク作動)	// 47 F-14 /=-	****	-m +u 4 / // ***		「TR運転管理課
	-		制御棒駆動装置 CRD試験操作盤	16基		間 ◎駆動速度検査、◎	スクラム検査 HT-炉101, HT-炉				分解点検(5定3	尹恢母)	課制4(分解)		「TR運転管理課 「TR運転管理課
(4) 生产四组织=1.24	北学田制御訊牌	北学田生地記述		16甘	○低 事		UT #=004	(燃料交換、CRD分解点検等			스െ 사용 선생님	主 给 伝 \	=田 牛川 Λ (八 A 2))	t	
(4) 非常用制御設備	非常用制御設備	非常用制御設備	後備停止系駆動装置	16基		●作動検査	HT-炸304	定期事業者検査のつど	課制4(終		分解点検(5定)	尹快毋)	課制4(分解)		「TR運転管理課
	-		後備停止系素子回収装置	1基	〇低 事			(素子交換前に実施)	課制4(作						「TR運転管理課
			後備停止系制御盤	1式		●作動検査	HT-炉304	定期事業者検査のつど	課制4(校	交正)					「TR運転管理課
(5) その他の主要な事項	その他の主要な事項	原子炉制御設備	運転モード選択操作器	1式		間 ◎作動検査	HT-炉34	起動前	運手1						TR運転管理課
			原子炉出力制御装置	1式	◎中 時		UT 1500	定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値、警報)、運手1					「TR運転管理課 「TD:電転管理課
		制御棒引抜阻止回路	プラント制御装置 原子炉出力制御装置	7式 1式		間 ●総合検査 間 ◎作動検査	HT-炉02 HT-炉20	定期事業者検査のつど、起動 定期事業者検査のつど、起動		交正、設定値、警報)、運手1 及定値)、運手1					「TR運転管理課 「TR運転管理課
					シT 阿	1171 ② 「利1大旦			- でいっ						TR運転管理課
		警報回路	原士が四刀制御表旦 警報表示装置盤	3式	◎中 時	間 ◎警報検査	HT-炉20, 21, 20	定期事業者検査のつど、起動	動前 課制4(警	答報)、運手1				Inii	(理転官理講
			警報表示装置盤 中央制御盤	3式 1式	◎中 時	間 〇外観検査	HT-炉071	に期事業者検査のつど、起動 定期事業者検査のつど、起動	動前 課制4(校	交正、外観)、運手1				HTT	TTR運転管理課
		警報回路	警報表示装置盤	3式	○中 時○中 時				動前 課制4 (校 動前 運手1 (外					HT1	

許可書 記載事項		2						供 用 段 階	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検)	及び検査)	中長其 12月間	明保守(通常の特 を超える期間で	全間隔 の保全)		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度		事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 定事検とす る)	更新計画	要領書 索引番号	備考	担当課室
	を設 気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物B処理系		1基				HT-炉801, Ⅲ25	定期事業者検査のつど	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課
(1) 気体廃棄物の廃棄旅	:設			2基		_	◎処理能力検査、〇漏えい検査、外観検査		定期事業者検査のつど ウルス かんちゅうしょ カラサー はしゅ	課制4(外観)	7.40 F-W (F-D-#-W	<i>(</i> =)	-m +u 4 //\ 4.7 \		HTTR運転管理課
				2台 1式	_		◎処理能力検査、○作動検査◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉801, 24 HT-炉801, Ⅲ25	定期事業者検査のつど、起動前、停止後 定期事業者検査のつど	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1 課制4(外観、漏えい)	分解点検(5定事検	(母)	課制4(分解)		HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			4	43個(うち主要弁2個)			◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, Ⅲ23	定期事業者検査のつど	課制4(外観、作動)					HTTR運転管理課
			<u> </u>	1式			◎近年能力快量、○下助快量	III <i>y</i> =001, <u>m</u> 25	(定期事業者検査のつど、起動前)	課制4(校正、設定値、警報)、運手1					HTTR運転管理課
		気体廃棄物A処理系		2基		_	◎処理能力検査、○捕集効率検査	HT-炉801, Ⅲ22	定期事業者検査のつど	課制4(外観)					HTTR運転管理課
				2台			◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, Ⅲ21	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(5定事検	毎)	課制4(分解)		HTTR運転管理課
			配管	1式	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉801, Ⅲ25	定期事業者検査のつど	課制4(外観)					HTTR運転管理課
			弁	21個(うち主要弁3個)	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, Ⅲ23	定期事業者検査のつど	課制4(外観)					HTTR運転管理課
		排気筒	排気筒	1基	_		◎処理能力検査、○外観検査	HT-炉801, Ⅲ26	定期事業者検査のつど、四半期	課制4 (外観)					HTTR運転管理課
(2)液体廃棄物の廃棄部	備液体廃棄物の廃棄設備	洗浄廃液ドレン系	廃液槽	1基			〇外観、漏えい検査	HT-炉26	起動前	運手1					HTTR運転管理課
	(原子炉建家)		廃液移送ポンプ	2台	_				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事	(金)	課制4(分解)		HTTR運転管理課
			配管	1式		事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課
			漏えい検知器	22個(うち主要弁1個) 1式	_				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど 起動前)	課制4(外観、作動、漏えい)					HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		機器ドレン系	/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	1基					(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4(作動)、運手1 課制4(外観、漏えい)、運手1					HTTR運転管理課
		15% HM (1 2 7 7)		1基	_				(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4(外観、漏えい)、運手1					HTTR運転管理課
	\dashv		ドレンピットポンプ	1台	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事	负 毎)	課制4(分解)		HTTR運転管理課
			ドレンピットポンプ(格納容器内)		_				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事		課制4(分解)		HTTR運転管理課
			廃液槽	1基		_	〇外観、漏えい検査	HT-炉26	起動前	運手1					HTTR運転管理課
			廃液移送ポンプ	2台	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事	灸毎)	課制4(分解)		HTTR運転管理課
			配管	1式					(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課
				36個(うち主要弁2個)	〇低	_			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、漏えい)					HTTR運転管理課
	_	床ドレン系		2基	-		〇外観、漏えい検査	HT-炉26	起動前	運手1	0.50				HTTR運転管理課
				2台	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事	() () () () () () () () () () () () () (課制4(分解)		HTTR運転管理課
	\dashv			1式 37個(うち主要弁2個)	-				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい) 課制4(外観、作動、漏えい)				-	HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
				3/1回(フら土安井/1回)					(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、漏えい) 課制4(作動)、運手1					HTTR運転管理課
	遊休廃棄物の廃棄設備	使用済燃料貯蔵建家ドレン系		2基	-		○外観、漏えい検査	HT-炉26	(定期事業者検査のつど 起動前)	沐利4(TF到)、理于I					HTTR運転管理課
	(使用済燃料貯蔵建家)	区川川県 村川 風足 ホーレンス		2台			○ / F 成、 Me / C * 「大豆	111 7/20	(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検(10定事	命 毎)	課制4(分解)		HTTR運転管理課
				1式					(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)	77777777		B1003 - (33331)		HTTR運転管理課
				31個	〇低	事後			(日常点検等)	課制1 (外観)					HTTR運転管理課
			盤	1面	〇低	事後			(日常点検等)	課制1(外観)					HTTR運転管理課
			漏えい検知器	1式	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(作動)、運手1					HTTR運転管理課
	共用施設	廃液移送容器		1式		_			(年次)	液-001					廃棄物管理課
			受け皿	1式					(年次)	液-001					廃棄物管理課
				1式					(年次)	液-001					廃棄物管理課
			排気浄化装置	1式	_				(年次)	液-001					廃棄物管理課 序章##第理課
			真空ポンプ ダクト	1式		事後			(年次)	液-001 液-001					廃棄物管理課 廃棄物管理課
			液位上昇検知器(廃液移送容器本体内部)		〇低				(年次)	液-001					廃棄物管理課 廃棄物管理課
			漏えい検知器(受け皿内部前方部、後方部)						(年次)	液-001					廃棄物管理課
(3) 固体廃棄物の廃棄部	備 固体廃棄物の廃棄設備	保管廃棄施設	固体廃棄物保管室	1式	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	日常点検等	運転1 (外観)					HTTR運転管理課
チ. 放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	作業環境モニタリング設備	室内ガスモニタ	6台	◎中	時間	○放射性物質の濃度測定検査	HT-炉602	年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
(1)屋内管理用		(室内空気モニタリング設備)	室内ダストモニタ	2台	◎中	時間	○放射性物質の濃度測定検査	HT-炉602	年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
		作業環境モニタリング設備		11台			●線量当量率測定検査、●警報検査	HT-炉601, 27	年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
		(線量当量率モニタリング設備)		1台			●線量当量率測定検査、●警報検査	HT-炉601, 27	年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
				2台	_		●警報検査	HT-炉27	年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
	-	放射線サーベイ設備	使用済燃料貯蔵建家ガンマ線エリア: サーベイメータ	 2台 表面污染用2台、 r線用2台、中性子線用2 	_				(年次)	放2-IM-01 環監-SK-08				-	放射線管理第2課 環境監視線量計測課
(2)屋外管理用	最め無理用の主要な記機	放射線サーベイ設備 排気モニタリング設備					○放射性物質の濃度測定検査、●警報検査	UT_#5602 27		環監−SN−U8 放2-IM−01					環境監視線重計測 放射線管理第2課
(4)屋77官理用	■ 建介 日 年 用 切 土 安 な 設 備	カFXI ローラ ソンソ 政順		2台 2台			O放射性物質の濃度測定検査、●警報検査 ○放射性物質の濃度測定検査、●警報検査	,	年次	放2-IM-01 放2-IM-01				 	放射線管理第2課 放射線管理第2課
				2台			●警報検査	HT-炉27	年次	放2-IM-01				†	放射線管理第2課
			使用済燃料貯蔵建家排気ガスモニタ			事後			(年次)	放2-IM-01					放射線管理第2課
			使用済燃料貯蔵建家排気ダストモニ						(年次)	放2-IM-01					放射線管理第2課
		固定モニタリング設備	モニタリングポスト	14台					(年次)	環 <u>監</u> -SK-01					環境監視線量計測課
				23台					(年次)	環監-SK-01					環境監視線量計測課
				12台					(年次)	環監-SK-01					環境監視線量計測課
			サーベイメータ	14台					(年次)	環監-SK-01					環境監視線量計測調
1	\dashv			1式	_	_			(年次)	環監-SK-01					環境監視線量計測課
	-	投動エーカリングが		1式	_	事後			(年次)	環監-SK-01 環監-SK-01				 	環境監視線量計測課 環境監視線量計測課
		移動モニタリング設備 気象観測設備		1式		事後			(年次)	環監−SK−UI 環監−SK−01				-	環境監視線重計測 環境監視線量計測 調
	\dashv	Av AN IXI AN I EX IIII		1式	-	_			(年次)	環監-SK-01 環監-SK-01				 	環境監視線量計測調環境監視線量計測調
		放射能痩躯定設備	γ 總核種分析装置	1ਜੋ					(年次)	環監-SK-01				†	環境監視線量計測調
	\neg	The state of the s	低バックグラウンド液体シンチレー	1-						環監-SK-01				1	
			フョンカワンプ		O低	事後			(年次)						環境監視線量計測課
(-)	1	排水監視設備		1式		事後			(年次)	環監-SK-01				-	環境監視線量計測課
(3) その他	その他			2面					(年次)	放2-IM-01				-	放射線管理第2課
	 			3台					(年次)	放2-IM-01 放2-NR-02				-	放射線管理第2課
1	\dashv		ルーツブロア 放射能測定装置	10台	_				(年次)	放2-NR-U2 放2-NR-U2				-	放射線管理第2課 放射線管理第2課
				1台		_			(年次)	放2-IM-02 放2-IM-01					放射線管理第2課
					U 195	デス			7.130/						//ヘク1 fl/x ロ 生わ 4 fk
					○任	事後			(年次)	放2-NR-02					
			³ H・ ¹⁴ C捕集装置	2台					(年次)	放2-NR-02 放2-NR-02					放射線管理第2課
			³ H・ ¹⁴ C捕集装置 可搬型・移動型ガスモニタ		〇低	事後			(年次) (年次) (年次)						
			³ H・ ¹⁴ C捕集装置 可搬型・移動型ガスモニタ 移動型ダストモニタ	2台 2台	O低 O低 O低	事後 事後			(年次)	放2-NR-02					放射線管理第2課 放射線管理第2課

±h =	対象設備機	器						N /11 #X HI	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び T	 検査 	12月間 2	保守(通常の校 を超える期間で	の保全)	
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式		要領書 索引番号	点検頻度()付は事後保全における自主的な点検	要領書等来引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 定事検とす る)	更新計画	要領書索引番号	備考
原子炉格納施設 原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器 原子炉格納容器附属施設	燃料交換ハッチ	1式		_	◎漏えい検査◎漏えい検査	HT-炉901 HT-炉902		課制4(外観)、運手1課制4(外観)				
K 1 W TURN TO THE	-	אס און אין די און און אין די אין אין אין אין אין אין אין אין אין אי	メンテナンスハッチ	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4(外観)				
	7		エアロック	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4 (外観)	分解点検(5定事検	毎)	課制4(分解)	
			熱電対交換ハッチ	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4 (外観)				
			非常用避難口	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4 (外観)				
			配管貫通部											
			貫通部スリーブ	60式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				
			貫通配管	58式	〇中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				
			端板	44式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				
			伸縮継手	8式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				
			隔離弁	85個	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉104, 28, 902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				
			電線貫通部											
			貫通部スリーブ	35式			◎漏えい検査	HT-炉902		課制4(外観)				
				32式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				
			ダクト貫通部				0.775 . 10-5		- HE IA	TO data () Later				
			貫通部スリーブ	4式			◎漏えい検査	HT-炉902		課制4(外観)				
	_		貫通ダクト	3式	_	_	◎漏えい検査	HT-炉902		課制4(外観)				
			貫通配管	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4(外観)				
			端板	1式	_		◎漏えい検査	HT-炉902		課制4 (外観)				
			隔離弁 —————	6個			◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉104, 28, 902		課制4 (外観)				
他の主要な事項	その他の主要な事項	サービスエリア	那 罗·泽···	9扇	© #	時間	●気密検査	HT-炉29	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	+		+	
	4		貫通部	96-1	- I	p+ 80	▲左吻岭木	HT +E30	ウ地本衆本校木ののじ	=== tul (M +==)	 			
	4		貫通配管	86式	_		●気密検査	HT-炉29		課制4(外観)	+ +			
	4		貫通ダクト	4式	_	_	●気密検査	HT-炉29		課制4(外観)	+			
	4	非 类 国南东连 2. 三3. 钟	ダンパ	4個	◎中	_	●気密検査、	HT-炉29		課制4(外観、作動)	+			
	4	非常用空気浄化設備	排気フィルタユニット	2基	◎中	_	○捕集効率検査 ● # ****	HT-炉皿30		課制4(外観、絶縁抵抗)	/\A7 - 14 /^-+ ·	= \	無 た	
	4		排風機	2台	_		●作動検査	HT-炉105	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4(外観、絶縁抵抗)、運手1	分解点検(6定事検	毋)	課制4(分解)	
	\dashv		ダクト	1式	◎中	時間		HT-炉115	中和本学本語本ののは	그때 수네 최 / 나니 호텔 \	+		1	
			ダンパ	2台 (うち主ダンパ2台)	_	_	●作動検査	HT-炉30	定期事業者検査のつど	課制4(外観)	_			
W	******	1. # P & T #	排気管	1式			〇外観検査 - 4-51-6-5-	HT-炉皿31		2014 / L 10 M M M M M T M T M	() AT E-10 (10 th + 10		E00 dul 4 (/) (77)	
他の附属施設	非常用電源設備	非常用発電機	非常用発電機	2台	_		●作動検査	HT-炉103	定期事業者検査のつど、年次(消防法定点検)、月例、起動前		分解点検(10定事核	(毎)	課制4(分解)	
用電源設備			始動用空気槽	4基	O低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				
			主燃料槽	2基		_			(年次(消防法定点検))	法定点検				
			燃料小出槽	2基	〇低	事後				課制4(外観)、法定点検				
			配管	1式						課制4(外観)、法定点検				
			主燃料槽の支持構造物	1式		事後			(年次(消防法定点検))	法定点検				
			始動用空気圧縮機	4台	_	_				課制4 (外観)				
			燃料移送ポンプ	4台	_	事後				課制4 (作動)				
			弁	86個	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)				
			盤	2面	_	事後				課制4(外観)				
			防火ダンパ	1式	〇低	事後			(年次(消防法定点検))	法定点検				
		蓄電池	蓄電池	108個	◎中		●作動検査	HT-炉31	定期事業者検査のつど、電気工作物の定期点検のつど、月例、起	課制1、課制4(外観、比重測定、電圧測定)、運手1				
			充電器盤	2式	◎中	時間	●作動検査	HT-炉31	定期事業者検査のつど、電気工作物の定期点検のつど、起動前	課制4(外観、絶縁抵抗、警報)運手1				
			安全保護系用交流無停電電源装置	3式	_	_	●作動検査	HT-炉31		課制4(外観、絶縁抵抗、警報、校正)運手1				
他の主要な事項	その他の主要な事項	補機冷却水設備	循環ポンプ	4台	◎中	時間	〇作動検査	HT-炉Ⅲ36	定期事業者検査のつど、起動前	課制4、課制1(外観、絶縁抵抗、振動測定)、運手1	分解点検(3定事検	毎)	課制4(分解)	
			冷却塔											_
			躯体	2式	_	事後				課制4 (外観)				
			冷却塔ファン	4台	◎中	時間	〇作動検査	HT-炉Ⅲ37	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1(外観、絶縁抵抗、振動測定)、運手1	分解点検(3定事検	毎)	課制4(分解)	
			散水装置	2式	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				
			エリミネータ	2式	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				
			充填物	2式	〇低					課制4 (外観)				
			配管	1式		事後				課制4 (外観、漏えい)				
			弁	123個		事後				課制4 (外観、漏えい)				
			補機冷却設備現場制御盤	2式		事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(設定値、警報、校正)				
		一般冷却水設備	循環ポンプ	2台	〇低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)、道	運 分解点検(3定事検	毎)	課制4(分解)	
	_		冷却塔											
	_		躯体	1式	_				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)				
	4		冷却塔ファン	2台	_	事後				課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)、道	連 分解点検(3定事検	毎)	課制4(分解)	
	_		散水装置	1式	〇低					課制4 (外観)				
			エリミネータ	1式	_	_			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				
				1式		事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				
			27 M	1式	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)				
			配管								1 1			
			弁	58個		事後				課制4 (外観、漏えい)				
		薬液注入装置	弁 薬注ポンプ	3台	〇低	事後 事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと)	課制4(外観、絶縁抵抗、振動測定)、法定点検				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク	3台 1基	O低 O低	事後 事後 事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと)	課制4 (外観、絶縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検				
		薬液注入装置 電気施設	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤	3台 1基 1式	〇低 〇低 〇低	事後 事後 事後 事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前)	課制4 (外観、絶縁抵抗、振動測定) 、法定点検 課制4 (外観、漏えい) 、法定点検 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動)運手1				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧壁 パワーセンタ	3台 1基 1式 4式	〇低 〇低 〇低	事後 事後 事後 事後 事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4 (外観、絶縁抵抗、振動測定) 、法定点検 課制4 (外観、漏えい) 、法定点検 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 運手1 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動)				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ	3台 1基 1式 4式 12式	〇低 〇低 〇低 〇低	事後 事後 事後 事後 事後 事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)選手1 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)				
			弁 薬法ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式	〇低 〇低 〇低 〇低 〇低	事後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起勤前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 抵制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)運手1 規制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制1(外観、総縁抵抗、作動)				
			弁 薬法ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式	〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低	事後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、絶縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動)選手1 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 投制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動)				
			弁 薬法ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式	〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低	事後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起勤前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 抵制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)運手1 規制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制1(外観、総縁抵抗、作動)				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式	〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低	事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、絶縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動)選手1 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 投制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動)				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面	○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低	事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4 (外観、絶縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 挽制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 運手1 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 規制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動)				
			弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置	3台 1基 1式 4式 12式 11式 2面 1式	○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低	事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 規制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)選手1 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)				
			弁 薬注ボンブ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤	3台 1분 1式 4式 12式 1式 1式 1式 1式 2面 1式 2式	○低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低	事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)選手1 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)				
		電気施設	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機御用電源盤 計算機等を電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 1式 2面 1式 2式	○低	事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動)運手1 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動)				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管	3台 1基 11式 4式 12式 11式 22面 1式 2式 1式	○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○低 ○	事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検ので、月例) (電気工作物の定期点検ので、月例) (電気工作物の定期点検ので、月例) (電気工作物の定期点検ので、月例) (電気工作物の定期点検のでと、月例) (電気工作物の定期点検のでど、月例) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 規制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動)運手1 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 投制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 接制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 接制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、運手1				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備	弁 薬注ボンブ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2元 1式 2元 1式 2元 1式 2元 1式 2元 1 2元 1	○低 ○低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、上例) (電気工作物の定期点検のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法))	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定) 、法定点検 課制4 (外観、漏えい) 、法定点検 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 選手1 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 規制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 規制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 規制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい、、選手1 課制4 (外観、漏えい、、工等沈下)、法定点検、選手1				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器壁 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 1式 1式 1式 2式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	○低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低低 ○低低低 ○低低低 ○低低低 ○低低	事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のごと、月例) (電気工作物の定期点検のごと、月例) (電気工作物の定期点検のごと、月例) (電気工作物の定期点検のごと、月例) (定期事業者検査のごと、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法))	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 選手1 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、法定点検、運手1				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	○低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低低低低 ○低低低低低低低低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、 (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作力の定域に検のつど、月例) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法))	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 運制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、送定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系)	弁 薬注ボンブ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 1式 1式 1式 2式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	○低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低低低低 ○低低低低低低低低	事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、 (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作力の定域に検のつど、月例) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法))	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 選手1 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 拠制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、、選手1 課制4 (外観、漏えい)、法定点検、運手1				
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系) 換気空調設備 (原子炉建家)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用を源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 液体窒素貯蔵タンク 配管 升 加圧蒸発器	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2立面 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2.式 1式 2.式 1式 2.1 1式 2.2 1.3 1.3 2.3 1.3 1.3 2.3 1.3 1.3 2.3 1.3 1.3 2.3 1.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2	○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、足動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法))	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動)選手1 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 提制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、送定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検		盔)	理制点 / (人) 457 /	
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧壁 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 加圧蒸発器 送風機	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2式 1式 2寸 1式 2寸 1式 1式 2寸 1式 1式 1式 2寸 1式 1式 1式 2寸 1式 1式 1式 2寸 1式 1式 1式 2寸 1式 1式 1式 2寸 1式 1式 2寸 1式 2寸 1式 2寸 1 2寸 1	○低低 ○低低 ○低低 ○低低 ○低低低 ○低低低 ○低低低 ○低低低 ○低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、上側) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (定期事業者検査のつど、起動前)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 挑制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動)選手1 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制3、課制1(外観、総縁抵抗、作動) 援制4(外観、漏るい)、選手1 課制4(外観、漏えい、不等沈下)、法定点検、運手1 課制4(外観、漏えい、、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検	分解点検 (5定事検:	毎)	課制4(分解)	
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系) 換気空調設備 (原子炉建家)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧壁 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 加圧蒸発器 送風機 空調器	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 1式 20個(うち主要弁2個) 1基 1式 29個(うち安全弁4台) 1基	○低低 ○低低 ○ ○低低 ○ ○低低 ○ ○低低 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、 (電気工作物の定期点検のつど、月例) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、起動前)	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 運利1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、絶縁抵抗、作動) 提制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、選手1 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制1 (外観、漏えい)、法定点検 課制1 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検		毎)	課制4(分解)	
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系) 換気空調設備(原子炉建家) 格納容器再循環冷却装置	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧壁 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 液体窒素貯蔵タンク 配管 弁 加圧蒸発器 送風機 空調器 ダンパ	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 2寸 1式 20個 (うち主要弁2個) 1基 1式 29個 (うち安全弁4台) 1基	○ 低低 (低低 (低低 (低低 (低低 (低低 (低低 (低低 (低低 (低低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、起動前)	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 规制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動)運手1 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい、不等沈下)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検	分解点検 (5定事検:			
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系) 換気空調設備 (原子炉建家)	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧盤 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 液体窒素貯蔵タンク 配管 弁 加圧蒸発器 送風機 空調器 ダンパ 排風機	3台 1基 1式 4式 12式 1元 1式 22面 1式 2式 1式 2式 1式 20個(うち主要弁2個) 1基 1式 29個(うち安全弁4台) 1基 1式	○ 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低 低	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (電気工作物の定期点検のつど、月別) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、起動前)	課制4(外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 拠制3、課制1(外観、絶縁抵抗、作動) 援制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、選手1 課制4(外観、漏えい)、送定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検 課制4(外観、漏えい)、法定点検	分解点検 (5定事検:		課制4(分解)	
		電気施設 窒素供給設備 (窒素ガス供給系) 窒素供給設備 (液体窒素供給系) 換気空調設備(原子炉建家) 格納容器再循環冷却装置	弁 薬注ポンプ 薬液タンク 常用高圧壁 パワーセンタ モータコントロールセンタ 一般配電盤 保安灯・非常用照明盤 一般制御用電源盤 計算機用交流無停電電源装置 変圧器盤 使用済燃料貯蔵建家電源盤 配管 弁 液体窒素貯蔵タンク 配管 弁 加圧蒸発器 送風機 空調器 ダンパ	3台 1基 1式 4式 12式 1式 1式 2面 1式 2式 1式 2式 1式 2寸 1式 20個 (うち主要弁2個) 1基 1式 29個 (うち安全弁4台) 1基	○低低低 ○ ○ 低低低 ○ ○ 低低低 ○ ○ ○ 低低低 ○ ○ ○ ○	事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則) 2年ごと) (電気工作物の定期点検のつど、月例) (定類事業者検査のつど、起動前、停止後) (定期事業者検査のつど、起動前、停止後) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (年次(高圧ガス保安法)) (定期事業者検査のつど、起動前) (定期事業者検査のつど、足動前) (定期事業者検査のつど、月間) (定期事業者検査のつど、足動前) (定期事業者検査のつど、月間)	課制4 (外観、総縁抵抗、振動測定)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 规制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動)運手1 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制3、課制1 (外観、総縁抵抗、作動) 提制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい)、運手1 課制4 (外観、漏えい、不等沈下)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検 課制4 (外観、漏えい)、法定点検	分解点検 (5定事検:			

	対 象 設 備 機 器							供 用 段 階	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及	び検査)	12	中長期保守(通常の 月間を超える期間で	検査間隔 での保全)	
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度		事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書索引番号	点検頻度 () 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 定事検とす る)	更新計画	要領書索引番号	備考 担当課室
	_	原子炉建家 I 系換気空調装置 (A系統)	排気A系統排気フィルタユニット 排気A系統排風機	2基 2台	O低 O低		〇作動検査	HT-炉Ⅲ32	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4(外観、フィル/捕集効率) 課制4、課制1(外観、絶縁抵抗、振動測定)、運手1	分解占給 (55	主 (本年)	課制4 (分解)	HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		(TOKANE)	排気系ダクト	1式	O低		O IPANKE	III W 11102	(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)	73 77+ M(1X) (0 X	- 7 (K (G)	BK 103 + (73 75+7	HTTR運転管理課
			ダンパ	91台	O低				(年次)	課制 1 (外観)				HTTR運転管理課
	+		給気系統送風機 空調器	2台 2基	〇低 〇低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (定期事業者検査のつど)	課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1 課制4 (外観)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			給気フィルタユニット	3基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)、運手1				HTTR運転管理課
	-	原子炉建家I系換気空調装置	盤 排気B系統排気フィルタユニット	1面 2基	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観) 課制4(外観、74ル外捕集効率)				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		(B系統)	排気B系統排風機	2台	〇低				(定期事業者検査のつど 6月毎 共用開始以降、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)、通	分解点検(5定		以[課制4(分解)	HTTR運転管理課
			排気B系統ダクト 排気B系統ダンパ	1式 8台	O低 O低				(定期事業者検査のつど 共用開始以降) (定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4 (外親) 課制4 (外親)				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	=	放射能測定室系換気空調装置	排気A系統排気フィルタユニット		〇低				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、74ル外捕集効率)				HTTR運転管理課
			排気A系統排風機	2台	O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)、追	分解点検(5定	事検毎)	課制4 (分解)	HTTR運転管理課
	-		排気B系統排気フィルタユニット 排気B系統排風機	1基 2台	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4(外観、フィルタ捕集効率) 課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)、週	分解点棒 (55		課制4(分解)	HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			空調器	1基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、運手1	777777777		B1447 - (727217	HTTR運転管理課
	_		送風機	2台 1面	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (年次)	課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1 課制4 (外観)				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		中央制御室系換気空調装置	循環フィルタユニット	1基	_		○捕集効率検査	HT-炉Ⅲ34	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				HTTR運転管理課
			循環送風機	2台	◎中	時間	〇作動検査	HT-炉Ⅲ33	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1 (外観、絶縁抵抗、振動測定)、運手1	分解点検(5定	事検毎)	課制4(分解)	HTTR運転管理課
	+		外気処理器 空調器	1基 1基	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)、運手1 課制4 (外観)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
]		送風機	2台	O低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課
	4		<u>排風機</u> ダンパ	2台 21台	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (年次)	課制4、課制1(外観、振動測定)、運手1 課制1(外観)	-			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	₫	電気設備室系換気空調装置	送風機	2台	O低				(年次) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課
			外気処理器	1基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、運手1				HTTR運転管理課
	\dashv		空調器 排風機	1基 2台	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4(外親)、運手1 課制4、課制1(外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			ダンパ	145台	〇低				(年次)	課制1 (外観)				HTTR運転管理課
		原子炉建家 Ⅱ 系換気空調装置	給気A系統空調器	1基	〇低				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、運手1				HTTR運転管理課
	+		給気A系統送風機 排気A系統排風機	2台 2台	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1 課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			給気A系統外気処理器	1基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、運手1				HTTR運転管理課
	4		給気B系統送風機 給気B系統外気処理器	1台 1基	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (定期事業者検査のつど)	課制4、課制1 (外観、振動測定)、運手1 課制4 (外観)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1		ダンパ	29台	O低				(年次)	課制1 (外観)				HTTR運転管理課
		M1-50 CD VA -1/ = 0. Mt	盤	1面	O低				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	+	空調用冷水設備 (空調用冷水装置 I)	<u>冷</u> 凍機 冷水ポンプ	2台 2台	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1 (外観、作動、振動測定)、運手1 課制4、課制1 (外観、作動、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			冷水貯槽	1基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTTR運転管理課
	4	空調用冷水設備	盤 冷凍機	4面 1台	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4(外観) 課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		(空調用冷水装置Ⅱ)	冷水ポンプ	1台	〇低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課
			冷水貯槽	1基	〇低				(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	+	換気空調設備(冷却塔)	<u>盛</u> 送風機	2面 3台	O低 O低				(定期事業者検査のつど) (定期事業者検査のつど 6月毎)	課制4(外観) 課制4、課制1(外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
			排風機	3台	〇低	事後			(定期事業者検査のつど 6月毎)	課制4、課制1(外観、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課
	4		非常用換気ファン ダンパ	2台 10台	〇低 〇低				(定期事業者検査のつど 6月毎)	課制4 (外観) 課制1 (外観)				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1		盤	1面					(定期事業者検査のつど)	課制 4 (外観)				HTTR運転管理課
		換気空調設備(使用済燃料貯蔵建家)	管理区域排気系統フィルタユニッ	1 0#	O低				(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観、74ルケ捕集効率)				HTTR運転管理課
		管理区域換気空調装置	管理区域排気系統排風機	2台	〇低				(定期事業者検査のつど、6月毎 共用開始以降)	課制4、課制1 (外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)	分解点検(5定		後課制4(分解)	HTTR運転管理課
			管理区域排気系統ダクト	1式	O低				(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4 (外観)				HTTR運転管理課
	-		管理区域給気系統送風機 管理区域給気系統空調器	2台 2基	O低 O低				(定期事業者検査のつど 共用開始以降) (定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4 (外観) 課制4 (外観)	1			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1	貯蔵セル排気系	貯蔵セル排気系統フィルタユニュ	ット 3基	〇低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観、フィルタ捕集効率)				HTTR運転管理課
	4		貯蔵セル排気系統排風機 貯蔵セル排気系主ダクト	2台 1式	O低 O低		〇作動検査(共用開始後)	HT-炉Ⅲ35	定期事業者検査のつど、6月毎 共用開始以降 (定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定) 課制4(外観)	分解点検(5定	≦事検毎)共用開始 	後 課制4 (分解)	HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	₫		<u> </u>		O低				(定期事業有検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	4	使用済燃料貯蔵建家排気筒	かをこめ場	1基	O低 O低				(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4 (外観)	1 /\An + 1 / -	事 快 与 〉	三田 在川 オーノフト かかい	HTTR運転管理課
<u> </u>	1	制御用圧縮空気設備	空気圧縮機 前置空気ろ過器	2台 2基	O低 O低				(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前) (定期事業者検査のつど)	課制4、課制1、運手1(外観、作動、絶縁抵抗、振動浪 課制4(外観、漏えい)	分解点検(定	争 使 毋)	課制4(分解)	HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1		除湿器	2基	〇低	事後	-		(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)				HTTR運転管理課
	4		後置空気ろ過器 制御用主空気貯槽	2基 1基	O低 ◎中		〇漏えい検査	HT-炉32	(定期事業者検査のつど) 定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい) 課制4 (外観)	1			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	_		制御用空気貯槽	2基	◎中 ◎中	時間	○漏えい検査 ○漏えい検査	HT-炉32	定期事業有検査のつど	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	4		配管	1式	_		○漏えい検査	HT-炉32	定期事業者検査のつど	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	+	一般用圧縮空気設備	弁 空気圧縮機	185台	O低 O低				(年次) (月例、6月毎、起動前)	課制4(外観) 課制1(外観、作動、振動測定)、運手1				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
]		一般用空気貯槽	1基	〇低	事後			(年次)	課制1 (外観)				HTTR運転管理課
	-		空気ろ過器 配管	1基 1式	O低 O低				(年次)	課制 1 (外観) 課制 1 (外観)	1			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	₫		弁	55個	O低				(年次)	課制 1 (外観)				HTTR運転管理課
	4	淡水供給設備	ろ過水受水槽	1基	O低				(年次)	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	\dashv	(ろ過水供給設備)	_ろ過水ポンプ 配管	2台 1式	O低 O低				(年次)	課制4 (外観) 課制4 (外観)	1			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1		盤	1面	〇低	事後			(年次)	課制4 (外観)				HTTR運転管理課
	4		弁 電気温水器	11固	O低 O低				(年次)	課制4(外観) 課制4(外観、絶縁抵抗)				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	╡	一般排水ポンプ	電気温水器 ポンプ	2台	O低		-		(年次)	課制4(外観、絶縁抵抗) 課制4(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)	1			HITR運転管理課 HTTR運転管理課
			盤	1面	〇低	事後			(年次)	課制4(外観)				HTTR運転管理課
	-	蒸気供給設備	<u>ボイラー</u> 配管	3台 1式	O低 O低				(年次(消防法)) (年次)	法定点検 課制4 (外観)	1			HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	_		弁	1式					(年次)	課制4(外観、作動)				HTTR運転管理課
	4		真空給水暖房ポンプ	2台 1基	〇低				(年次)	課制4 (外観)				HTTR運転管理課
	_		重油タンク	一	〇低	争伐			(年次(消防法))	法定点検	1	1		HTTR運転管理課

	対 象 設 備 機 器							供 用 段 階	(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び	検査)	中長 12月1	₹期保守(通常の検 間を超える期間での	査間隔 D保全)		
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度			要領書	点検頻度 () 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修 (定事検毎と は運転を伴う 定事検とす	更新計画	要領書索引番号	備考	担当課室
		中和処理装置		4台 1基		事後				課制4(外観、作動、絶縁抵抗)					HTTR運転管理課
				2台	O低 O低	_				課制4(外観、漏えい) 課制4(外観、作動、絶縁抵抗)					HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
				1式	〇低	事後				課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課
				1式	〇低				(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、漏えい、作動)					HTTR運転管理課
				2基	〇低	_				課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課
		原子炉建家		1面 扉:5扇 ハッチ:16個	O低 O低					課制4 (外観) 課制4 (外観)					HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		冰丁炉连 琢		#:5扇 ハラテ:10回 1基(No1:3基)	O低					課制3(法定点検)	+ +				HTTR運転管理課
				17基	〇低					課制3(法定点検)					HTTR運転管理課
				1基	〇低					課制4 (法定点検)					HTTR運転管理課
				1基	O低	_				課制4(校正)					HTTR運転管理課
				1式	O低 O低	事後				課制4(作動) 課制4(作動)	+ +				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1			1式	〇低	事後				課制4(法定点検)					HTTR運転管理課
		使用済燃料貯蔵建家	使用済燃料貯蔵設備貯蔵セル躯体	1式	〇低	事後			(日常点検等)	課制4(外観)					HTTR運転管理課
				1基 (No16:2基)	〇低					課制3 (法定点検)					HTTR運転管理課
		制御棒交換機		1基	O低	_			(CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施)						HTTR運転管理課
	-			3面 5基	O低 O低				(CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施) (CRD分解点検、燃料交換、NS交換、NIS交換等計画に従い実施)		+ +				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
		炉内構造物供用期間中検査装置		1基		_				課制4(作動)					HTTR運転管理課
	1	消火設備	自動火災報知設備												
				1式			△保安記録確認検査	HT-炉IV01		法定点検					HTTR運転管理課
				1式	O低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検	_				HTTR運転管理課
	1		屋外消火栓設備 消火栓	1式	O#	時期	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検	+		-		HTTR運転管理課
				1.04	UE	14[10]	一 小 メ ル 外 理 100 代 且	N-14.01	V/1 M≠ (/HW1/A/	从人加快	 				屋拟官理球
	1			1式	O低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検	 			-	HTTR運転管理課
]		消火器	1式	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎 (消防法)	法定点検					HTTR運転管理課
				2式	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課
			二酸化炭素消火設備	1 ≠	Olff.	R± RP	A /P 空司经球现份本	UT_#5TIZO1	左·加(当时注)	壮中よ投	1				HTTR運転管理課
	-			<u>4式</u> 4式	_		△保安記録確認検査 △保安記録確認検査	HT-炉IV01 HT-炉IV01		法定点検					HITR運転管理課
	1			4式			△宋女記録雜訟恢宜 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		法定点検	+				HTTR運転管理課
		多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止資機		4台		_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4 (機能、外観、員数)					HTTR運転管理課
]		可搬型計器	1式	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次	課制4(員数、校正)					HTTR運転管理課
				1式	〇低	時間		HT-炉IV01		課制4(外観、員数)					HTTR運転管理課
				1台	〇低	_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01		危機-E2-01					危機管理課
	1			1本	O低 O低	_		HT-炉IV01 HT-炉IV01		危機-E2-01 課制4 (外観、員数)	+ +				危機管理課 HTTR運転管理課
				1式	O低	_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	-	課制4(員数)					HTTR運転管理課
				1式	〇低		△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4 (外観、員数)					HTTR運転管理課
			窒化ホウ素による原子炉停止用機材	1式	〇低	時間			年次	課制4(外観)					HTTR技術課
		全交流動力電源喪失時の対応機材		2台	〇低		△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4 (機能、外観、員数)					HTTR運転管理課
				1式 370L	O低 O低	_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01 HT-炉IV01		課制4(員数、校正) 課制4(数量)					HTTR運転管理課
		通信連絡設備	燃料(軽油) 所内通信連絡設備(現場指揮所)	3/0L	Ols	時间	△保安記録確認検査	HI-34-14 01	年次	計制4(致重)	+				HTTR運転管理課
				1台	O低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次	課制4(員数、機能)					HTTR運転管理課
			ファクシミリ	1台	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	1	課制4(員数、機能)					HTTR運転管理課
				1台	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次	課制4(員数、機能)					HTTR運転管理課
			非常用放送設備	1式	0/5	R± 88	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課
				1式	_		△宋女記録雜認快宜 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(機能)					HTTR運転管理課
		-	敷地内の通信連絡設備	.~	UB	×3110			1%	Physics - (1961)	+				THINGE HAIR STEEL
]			1台			△保安記録確認検査	HT-炉IV01		危機-E2-01					危機管理課
				1台	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次、月例	危機-E2-01					危機管理課
			大洗研究所外通信連絡設備	1/5	0 "	P+ 0~		UT 4= #701	D M	₽₩ F0 01	1				42. ±44. 66: 177. =00
	-			1台			△保安記録確認検査 △保安記録確認検査	HT-炉IV01 HT-炉IV01	***	危機-E2-01 危機-E2-01	+				危機管理課 危機管理課
	1			1台			△宋女記録雜訟快宜 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		危機-E2-01 危機-E2-01	+ +		 		危機管理課
]			1台			△保安記録確認検査	HT-炉IV01		危機-E2-01					危機管理課
			大洗研究所内通信連絡設備												
				1台			△保安記録確認検査			危機-E2-01			<u> </u>		危機管理課
	1			5台 1台	_	_	△保安記録確認検査 △保安記録確認検査			危機-E2-01 危機-E2-01	+		-		危機管理課 危機管理課
	1	安全避難通路等		1式			△宋女記録雜認快宜 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		思制4 (外観)	+ +		 		D.機官理課 HTTR運転管理課
		7		58個			△保安記録確認検査	HT-炉IV01	-	課制4 (外観)					HTTR運転管理課
]			蓄電池内蔵: 174台 直流非常灯: 142台	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次	課制4(機能)					HTTR運転管理課
				116台	〇低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課
			事故時用照明	2224	01	n+ nn	A 周中司科技部公本	UT .45 π/Λ1	E /n	三田 庄山 A (十級 40t.)	1				UTTD 'SP ±- 64- +m -m
	1			222台		_	△保安記録確認検査 △保安記録確認検査	HT-炉IV01 HT-炉IV01		課制4 (機能) 課制4 (機能)	+ +				HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1			携帯用11本 作業用2台 可搬型発電機1台				HT-炉IV01		課制4(員数、機能)	+				HTTR運転管理課
	火山対策	降下火砕物除去資機材	スコップ、保護メガネ、防塵マスク				△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(外観、員数)					HTTR運転管理課
	外部火災対策	防火帯		1式			△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4 (外観)					HTTR運転管理課
	落雷対策	避雷設備		1式			△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(作動)			 		HTTR運転管理課
	内部火災対策	排煙設備		1式		_	△保安記録確認検査 △ 保安記録確認検本	HT-炉IV01 HT-炉IV01		法定点検	+		 		HTTR運転管理課
	1	可燃物管理		2式	○低	_	△保安記録確認検査 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(外観)	+ +		 		HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	1	初期消火活動機材	仮直可 ※ 初保官用キャビ ネット 空気呼吸器、酸素濃度計、携帯用照明		〇低	_		HT-炉IV01		課制4(機能、員数)	+ +				HTTR運転管理課
	1	水素ガス滞留防止機材	可搬型ブロア、ダクト、水素濃度計		_	_	△宋女記録確認検査 △保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4 (外観、機能、員数)	+				HTTR運転管理課
	1	火災検知設備(原子炉格納容器内)		1式	_		△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(外観、作動)	+				HTTR運転管理課
							△保安記録確認検査	HT-炉IV01	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	課制4(外観、作動)					HTTR運転管理課
				1式	015	H-2 [10]	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4								
	内部溢水対策	内部溢水対策機器	煙感知設備	1式	〇低	_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01		課制4(外観、作動)					HTTR運転管理課
	内部溢水対策		煙感知設備 排水ポンプ		_	_	△保安記録確認検査	HT-炉IV01 HT-炉IV01	年次	課制4 (外観、作動) 課制4 (外観、作動)					HTTR運転管理課 HTTR運転管理課
	内部溢水対策		煙感知設備 排水ポンプ 漏水検知器	1式	〇低 〇低 〇低	時間時間	△保安記録確認検査		年次 年次						1

検査要否整理表(HTTR原子炉施設)

A	術基準	技術基準の要求事項	定期事業者 (●必要、▲ ○△同時確認 一該当	場合による、 ・知見考慮、 なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	日施設評価		u do a
5	試験研究用等 原子炉施設の 地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設(船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び 第八条第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作 用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたものでなければならない。	O 知見考慮	O 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば 検査に反映する。	地盤の安定性評価
		第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 (試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線 障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	同時確認	O 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・設備ごとに第12条(材料及び構造)に係る検査と同時に行う。	-
6	地震による損傷の防止	2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 (試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	〇同時確認	〇 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・設備ごとに第12条(材料及び構造)に係る検査と同時に行う。	-
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば 検査に反映する。	地盤の安定性評価
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	•		・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は 不要である。	
		第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	A	•	【保安記録確認検査(保安措置)】 ・森林火災対策(防火帯及び樹木の管理)、火山対策(降下火砕物除 去資機材管理)、落雷対策(避雷針管理)について、保安記録確認 を実施する。	・防火帯
8	外部からの衝 撃による損傷 の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路 その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所 における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他 の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によ るものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防 護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	•	_	・外部衝撃(人為事象)に係る防護施設や防護措置を要さないため、 定期事業者検査は不要である。	_
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	_	_	・船舶用原子炉施設はない。	-
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	•	_	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者 検査は不要である。	-
9	試験研究用等 原子炉施設へ の人の不法な 侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	•	•	【保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定に基づく点検について、保安記録確認を実施する。	· 核物質防護施設
10	試験研究用等 原子炉施設の 機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	〇同時確認	〇 同時確認	・第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る検査と同時に行う。・【冷却材飽和値確認検査】・【総合検査】	・原子炉本体
	IX DL	2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	_	_	・船舶用原子炉施設はない。	_
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	〇同時確認	〇同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試 験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	_

		第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に持げるところによるものであること。	-	•	【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	_
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	_		・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	_
	ハ 適切な強度を有するものであること。 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。 - -	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	-			
12	材料及び構造	二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	_	_	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	_
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	•	•	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。 【漏えい検査】 【保安記録確認検査(巡視)】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。(SFプール、プー ル水冷却浄化設備) ・原子炉圧力容器、スタンドパイプ、1次冷却設備、補助冷却設備(補助へリウム冷却系、補助冷却水系)、炉容器冷却設備、1次へリウム純化設備(純化系、再生系)、試料採取設備(1次へリウムサンプリング設備)、気体廃棄物B処理系、気体廃棄物A処理系、洗浄廃液ドレン系、機器ドレン系、床ドレン系、使用済燃料貯蔵建家ドレン系、原子炉格納容器、原子炉格納容器附属施設、制御用圧縮空気設備・原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 ・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要	
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受ける ことにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの で なければならない。	•	-		が著しく劣化するおそれがな
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。	•	•	【作動検査(主要弁)】	・1次冷却設備、2次ヘリウム冷却 設備、加圧水冷却設備、補助冷 却設備(補助冷却水系)、炉容 器冷却設備
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は 放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十五条に規定するも のを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられて い なければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を 導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	•	-	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	_
		第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	_	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	_
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	△ 同時確認	・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。	-
15	放射性物質による汚染の防止	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域内の床面がないもの でなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	_	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。(管理区域内の床下に排水路はない。)	

		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	•	•	【保安記録確認検査(壁・床)】 ・建家内の日常的な点検又は巡視のプロセス確認により行う。	・原子炉建家(床、壁)
		第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	•	•	【遮蔽能力検査】	・1次遮へい
16	遮蔽等	2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する 必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければな らない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するもの であること。	•	•	【遮蔽能力検査】	・原子炉本体
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために 必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられている こと。	•	•	【遮蔽能力検査】	・原子炉本体
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	〇 知見考慮	O 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要で あれば検査に反映する。	_
		第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射 線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けら れていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するもの であること。	•	•	【作動検査】 【フィルタ捕集効率検査】	・原子炉建家 I 系換気空調装置 (A 系統)、中央制御室系換気空調装 置
17	換気設備	二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	O 同時確認	O 同時確認	・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。	-
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	〇同時確認	〇同時確認	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査 で確認する。 ・第1号に係る検査前条件(フィルタ交換)と同時に行う。	_
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置 されたものであること。	O 同時確認	-	・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	-
	溢水による損	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水 の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	A	•	【保安記録確認検査(溢水対策機器)】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	・内部溢水対策機器
19	傷の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	•	•	【保安記録確認検査(漏えい防止用の堰等)】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。	・内部溢水対策機器
		第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 - その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	•	•	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	・安全避難通路等
20	安全避難通路 等	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	•	•	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	・安全避難通路等
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明 (前号の避難用の照明を除く。)及び その 専用の電源	•	•	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	・安全避難通路等
		第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共 用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉 の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	〇 知見考慮	〇 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	_
21	安全設備	二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	O 知見考慮	O 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	_
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるもの であること。	〇 知見考慮	O 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要で あれば検査に反映する。	_

		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 すること。	•	•	【保安記録確認検査(可燃物管理等)】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	_
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられて いること。	•	•	【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法令消防設備点検の保安記録確認により行う。	·火災感知設備、消火器、消火栓、 二酸化炭素消火設備、排煙設備 等
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる こと。	A	•	【保安記録確認検査(可燃物管理等)】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・火災区域及び火災区画については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	_
		五 前号口の 消火を行う設備 は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試 験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないもの であること。	O 知見考慮	•	【保安記録確認検査 (消火設備)】 ・法令消防設備点検の保安記録確認により行う。	・消火設備
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられて いること。	•	•	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要で あれば検査に反映する。	_
		第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	•	【外観検査(炉心支持黒鉛構造物)】 【保安記録確認(運転日数)】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検	・黒鉛ブロック
22	炉心等	2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加 荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるもの でなければならない。	•	•	査は不要とする。 【外観検査(炉心支持黒鉛構造物)】 【保安記録確認(運転日数)】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。	・黒鉛ブロック
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないように設置されて いなければならない。	•	•	【外観検査(炉心支持黒鉛構造物)】 【保安記録確認(運転日数)】 ・炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。 ・燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。	・黒鉛ブロック
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	•	_	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、 定期事業者は不要	_
		二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがない こと。	•	_	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、 定期事業者は不要	_
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	•	・物性値は変化しないため、定期事業者検査は不要	_
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を 取り扱う能力を有するもの であること。	•	_	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造(燃料体数の制限) や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
	PIN SERVICE SERVICE	ニ 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	•	_	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造(燃料体数の制限) や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	

		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないもの であること。	•		・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造(燃料体数の制限) や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないもの であること。	•	•	【作動検査(燃料交換機等)】	・燃料交換機、燃料出入機
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないもの であること。	•		・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造(燃料体数の制限) や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの 距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないもの であること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、 この限りでない。	•	_	・該当する容器がないため、定期事業者検査は不要。	-
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できる こと。	•	•	【作動検査(燃料交換機等)】	・燃料交換機、燃料出入機
		ハ 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるもの であること。	•	△□時確認	【警報検査(エリアモニタ)】 ・第26条(貯蔵設備)に係る検査と同時に行う。	・作業環境モニタリング設備 (線 量当量率モニタリング設備)
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	•	_	・崩壊熱を除去する必要がないため定期事業者検査は不要。	-
		第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 - 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	•	•	【未臨界性確認検査】	·新燃料貯蔵設備、原子炉建家内 使用済燃料貯蔵設備、使用済燃 料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵 設備
		ニ 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有する こと。	•	_	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック(R/B)、使用済燃料貯蔵ラック(SF/B)は、使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるもの であること。	•	•	【警報検査(エリアモニタ)】	・作業環境モニタリング設備 (線 量当量率モニタリング設備)
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温 度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	•	•	【警報検査(プール水、温度)】 ・第25条(核燃料物質取扱設備)に係る検査と同時に行う	・原子炉建家内使用済燃料貯蔵 設備
26	核燃料物質貯蔵設備	2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 - 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	•	•	・使用済燃料貯蔵ラック (R/B) 、使用済燃料貯蔵ラック (SF/B) は、 使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要 (腐食 の可能性はない)	_
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するもの であること。	•	△ 同時確認	【遮蔽能力検査】 ・第16条(遮蔽等)に関する検査と同時に行う。	·原子炉建家内使用済燃料貯蔵 設備、使用済燃料貯蔵建家内使 用済燃料貯蔵設備
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るもの であること。	•	•	【作動検査(冷却能力確認検査)】	•原子炉建家内使用済燃料貯蔵 設備
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるにか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(巡視)】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。	・原子炉建家内使用済燃料貯蔵 設備
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	•	•	【警報検査(プール水位)】	·原子炉建家内使用済燃料貯蔵 設備
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項 第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時 において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	•	_	【処理能力検査】 第35条(廃棄物処理設備)に関する検査と同時に行う。	気体廃棄物B処理系、気体廃棄物A処理系
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	•	•	【作動検査(HGC、主要弁)】	・1次冷却設備、2次ヘリウム冷却 設備
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子 炉容器の 液位を自動的に調整する設備	•		冷却材がガスのため該当しない。	

		三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあっては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	•	•	【総合検査】 ・第10条(試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。	・原子炉本体
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全 に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	•	•	【作動検査(圧縮機、主要弁)】	・1次へリウム純化設備(純化系、 再生系)
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	•	•	【作動検査(ポンプ、主要弁、】	• 加圧水冷却設備
		 六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定され			【作動検査(ポンプ、主要弁)】	炉容器冷却設備
		る最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常 用冷却設備	•	•	【作動検査(系統)】 【作動検査(ポンプ、主要弁)】	・補助冷却設備(補助ヘリウム冷却系)
		七…前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設			【作動検査(ポンプ、ファン)】	• 補機冷却水設備
		備			【作動検査(ポンプ、ファン)】	•補助冷却設備(補助冷却水系)
		2 前項の設備は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受ける ことがないように設置されたものでなければならない。	•	_	・各設備は設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検 出する装置が設けられていなければならない。	•	•	【総合検査】 ・第10条(試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。	・原子炉本体
	+L 01 (第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	•	•	【排気モニタの濃度測定検査】	・原子炉本体
31	放射線管理施設	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃 度	•	•	【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	【環境監視線量計測課所掌】
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気 中の放射性物質の濃度	•	•	【ガンマ線・中性子線エリアモニタの線量当量率測定検査】及び【室 内モニタの放射性物質の濃度測定検査】	・作業環境モニタリング設備 (室 内空気モニタリング設備、線量 当量率モニタリング設備)
		第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	•	•	【連動装置及び警報装置の作動検査】 定期の点検により設定値確認後作動検査を実施	・原子炉計装、その他の主要な計 装、原子炉保護設備、工学的安 全施設作動設備
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	•	〇同時確認	・第1号及び41条(警報装置)の作動検査により行う。	・原子炉計装、その他の主要な計 装、原子炉保護設備、工学的安 全施設作動設備
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するもの であること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化 しないため、定期事業者検査は不要	_
32	安全保護回路	四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するもの であること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化 しないため、定期事業者検査は不要	-
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に 重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるもの であること。	〇同時確認	_	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化 しないため、定期事業者検査は不要	_
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は 使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じ られているもの であること。	〇 同時確認	▲ 知見考慮	・安全保護回路は、ソフトウエアを用いた装置を使用していないこと から、サイバーセキュリティを考慮する必要はない。 ・更新等に伴い考慮が必要であれば検査に反映する。	-
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	〇同時確認	O 同時確認	・第1号及び41条(警報装置)の作動検査により行う。 ・【作動検査】運転モード選択装置	・原子炉計装、その他の主要な計装、原子炉保護設備、工学的安全施設作動設備・原子炉制御設備

	1		1	1		
		第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるもの であること。	•	•	【過剰反応度検査】 【反応度制御能力検査】 【原子炉停止余裕検査】	・原子炉本体
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するもの であること。	● 同時確認	•	【外観検査】 ・第12条(材料及び構造)と同時に検査する。	・スタンドパイプ
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される 制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないもの である こと。	•	•	【作動検査(制御棒引抜阻止回路)】 【作動検査(制御棒の駆動速度)】 【最大反応度添加率検査】	・制御棒引抜阻止回路 ・原子炉制御設備 ・原子炉本体
	反応度制御系 統及 停止系統	2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	•	【反応度抑制効果検査(後備停止系)】	· 非常用制御設備
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未 臨界に移行することができ、 かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるもの であること。	•	△ 同時確認	【スクラム検査】 【原子炉停止余裕検査】 【反応度制御能力検査】	・制御設備 ・原子炉本体
33		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	•	△ 同時確認	【スクラム検査】 【原子炉停止余裕検査】 【反応度制御能力検査】	・制御設備 ・原子炉本体
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二 号の 機能を有するもの であること。	•	•	【原子炉停止余裕検査】	・原子炉本体
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい 条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	O 同時確認	設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・制御設備
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るもの であること。	•	•	【作動検査(駆動速度)】	• 制御設備
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないもの であること。	△ 同時確認	_	制御棒駆動装置の設計については、設置許可審査及び設工認審査で 確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は 不要	_
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないもの であること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化 しないため、定期事業者検査は不要	-
		5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず 、かつ、炉心の冷却機能を損なうような 炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないもの でなければならない。	O 同時確認	O 同時確認	【反応度制御能力検査】 【最大反応度添加率検査】 【スクラム検査】	・制御設備 ・原子炉本体
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	同時確認	_	・制御棒系の設計については、設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	
		第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられてい なければならない。	〇 同時確認		・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。使用 に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	_
34	原子炉制御室等	2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたもので なければならない。	同時確認	〇同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。 【外観検査】	· 中央制御室
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、 容易に避難できる構造 でなければならない。	○同時確認	〇同時確認	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	・安全避難通路等の一部(制御 室)

		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	同時確認	〇 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第16条(遮蔽等)に係る線量当量率検査と同時に確認する。	_
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉 制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止 し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	〇同時確認	-	【外観検査】	· 中央制御室
		第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。	•	•	【処理能力検査】 【作動検査(圧縮機、排風機、主要弁)】 【フィルタ捕集効率検査】 【漏えい検査】 第12条(材料及び構造)と同時に検査する。	・気体廃棄物B処理系、気体廃棄 物A処理系
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	A	-	ドレンピットは最下位にあり構造上、放射性廃棄物が放射性廃棄物 以外の廃棄物を取扱う設備に逆流するおそれがないため、定期事 業者は不要。	_
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により 著しく腐食するおそれがないもの であること。	•	•	【外観検査】	物A処理系 一
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外 の箇所において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。 ・第1項第1号に係る検査と同時同時確認	・第1項第1号に係る検査と同時に行う。	・気体廃棄物B処理系、気体廃棄 物A処理系		
35	廃棄物処理設 備	五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過 装置の放射性物質による 汚染の除去 又はろ過装置の 取替えが容易な構造 であるこ と。	〇 同時確認	〇 同時確認	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る検査前条件(フィルタ交換)と同時に行う。	_
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	•	_	・液体廃棄物は運搬車により引き渡すため、該当設備がないため定期 事業者検査は不要。なお、放射性廃液移送配管はない。	_
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において 放射性物質が 散逸し難いもの であること。	•	_	・廃棄物処理施設へ引き渡すため当該施設なく、定期事業者は不要。	-
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面 は、液体状の放射性廃棄物が 漏えいし難いもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(床・壁)】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の 保安記録確認により行う。	・原子炉建家(床・壁)
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその 受け口に導かれる構造 であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための 堰が設けられて いること。	A	•	【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	・原子炉建家(床・壁)
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられて いること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	A	同時確認	19条(溢水)に係る検査と同時に行う。	• 内部溢水対策機器
		第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有する こと。	•	•	設工認及び使用前検査で確認、使用による容量が変化するものでは ない。	_
00	旧体点在二件	二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	•	•	【保安記録確認検査(巡視)】 ・漏えい防止のための構造については、巡視の保安記録確認により行う。	• 保管廃棄施設
36	保管廃棄設備	三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	•	•	、 【保安記録確認検査(巡視)】 ・化学薬品等を含む固体廃棄物の保管廃棄について、点検又は巡視の 保安記録確認により行う。	• 保管廃棄施設
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたものでなければ ならない。	•	•	【保安記録確認検査(巡視)】 ・汚染拡大防止については、巡視の保安記録確認により行う。	• 保管廃棄施設

		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	A	_	・該当設備はないため定期事業者検査は不要。	_
		第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則 第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲 げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究 用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	•	-	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。・設備設置後に行う。	_
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないもの であること。	A	_	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	_
38	実験設備等	三 放射線又は 放射性物質の著しい漏えいのおそれがないもの であること。	A	_	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	_
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△□時確認	_	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	
		五 実験設備等が設置されている場所は、 原子炉制御室と相互に連絡できる場所 であること。	O 同時確認	_	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	_
		第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	● 但し書きを除 く	•	【作動検査】	・非常用発電機
40	保安電源設備	2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	•	•	【作動検査】	・非常用発電機、蓄電池
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を 安全に停止 し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する 蓄電池その他の非常用電源設備が設けられて いなければならない。	•	O 同時確認	・第1項の検査と同時に確認する。 【保安記録確認検査 (BDBA対応機器) ・BDBA対応機器に係る点検の記録確認により行う。	・非常用発電機、蓄電池・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止資機材、全交流動力電源喪失時の対応機材
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	•	•	【作動・警報検査】 定期の点検により設定値を確認後、作動検査、警報検査を実施。	・原子炉計装、その他の主要な計 装、原子炉保護設備、工学的安 全施設作動設備、警報回路、中 央制御室 ・作業環境モニタリング設備(室 内空気モニタリング設備)、排 気モニタリング設備
	通信連絡設備	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し 必要な指示ができるよう、 通信連絡設備が設けられて いなければならない。	•	•	【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認により行う。	・敷地内の通信連絡設備 (構内一 斉放送設備、送受話器 (ページ ング)、非常用放送設備 (HTTR))
42	等	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられて いなければならない。	•	•	【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認により行う。	• 通信連絡設備
54	原子炉冷却材圧カバウンダ	第五十四条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	0	•	【漏えい検査】	・原子炉圧力容器、スタンドパイプ、1次冷却設備、補助冷却設備(補助へリウム冷却系)、1次へリウム純化設備(純化系、再生系)、試料採取設備(1次へリウムサンプリング設備)
04	l T	2 原子炉冷却材圧カバウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置 が設けられていなければならない。	0	•	【作動検査】	・補助冷却設備 (補助ヘリウム冷 却系)
		3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。	0	〇 同時確認	第1項に係る検査と同時に行う。	_

		4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧カバウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	0	O 同時確認	【総合検査】 ・第10条(試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。	・原子炉本体
55	計測設備	第五十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 - 熱出力及び炉心における中性子東密度	0	•	・各検査に使用する計器の校正及び健全性確認は定期の点検で実施	_
		二 炉周期	0	O 同時確認	・第1号の定期の点検で実施。・ペリオド短によりスクラムを期待していないのでペリオド計に係る検査は不要。	-
		三制御棒の位置	0	•	・第1号の定期の点検で実施	_
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	0	•	・第1号の定期の点検で実施 【作動検査(FFD、1次ヘリウムサンプリング設備)】	・試料採取設備(1次ヘリウムサンプリング設備)、原子炉計装
		ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量	0	•	・第1号の定期の点検で実施	_
		五 二次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	0	•	・第1号の定期の点検で実施	_
		ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口にお ける圧力及び流量	0	•	・第1号の定期の点検で実施	_
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	0	〇同時確認	第1項の各号において同時に確認する。	_
56	原子炉格納施設	第五十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生ずるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。	0	•	【漏えい率検査】	・原子炉格納容器、原子炉格納容 器附属施設
		ニ 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。	0	O 同時確認	第1号に係る検査で同時に確認する。	・原子炉格納容器附属施設
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から 気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがな いように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。	0	•	【作動検査】 【気密検査】 【フィルタ捕集効率検査】 【外観検査】	・非常用空気浄化設備、サービス エリア
		四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生ずる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生ずるおそれがある場合において、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を設けていること。	0	_	・格納容器体積の自由体積により制限しており、該当する設備はないため、定期事業者は不要。 ・なお、格納容器については、第1号により確認される。	_
		2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならない。	0	O 同時確認	・第1号に係る検査で同時に確認する。	_
		3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁(ロック装置が付されているものに限る。)又は自動隔離弁(隔離機能がない逆止め弁を除く。)(以下「隔離弁」と総称する。)が設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けていなければならない。	0	•	【作動検査】	· 原子炉格納容器附属施設
		4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であって、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの(一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。)及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けていなければならない。	0	〇同時確認	第3項に係る検査と同時に確認する。	·原子炉格納容器附属施設

		5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。	0	_	除外規定(設置不要)であるため、定期事業者は不要。 例えば、格納容器内圧力計装等が該当。	_
57	試験用燃料体	第五十七条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合において も、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。	0	_	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	_
		二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用 等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれが ないものであること。	0	_	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	_
		三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。	0	_	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	_
		四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。	0	_	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	_
58	多量の放射性 物質等を放出 する事故の拡 大の防止	第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	0	•	【保安記録確認検査(BDBA対策機器等)】 ・対策機器の管理状況について、点検又は巡視のプロセス確認により 行う。	・多量の放射性物質等を放出す る事故の拡大の防止資機材